

○竹内政府委員 執行延期は、ただいま申しましたように行政処分でございます。これは檢察官の権限においてなすものでございます。

○猪俣委員 その檢察官と称しますのは、檢察一体の原則がありますけれども、たとえば地檢ならば、檢事正、次席、部長、こういうふうなことがあるのですが、平檢察官でもそれを処理することができるとか、法制上よりも實際の職務上かような執行を延期するやうな行政処分を平檢察官がやるのですか、上司と相談の上やることになつておるのですか、その辺伺いた

○竹内政府委員 法律上の権限といましては、檢察官という資格のある檢察官、これは平檢察官でございますが、とも権限を有するのでございますが、事柄の性質上これは上司の指導、監督のもとにこれをするという檢察官の内部の規定によりましてそういう仕組みになつております。

○猪俣委員 そうすると、この行政処分がもし間違つたとするならば、最高の責任者は何人になるわけですか。たとえば、延期すべからざるものがある検査が延期したという場合において、その人間の責任はもとよりとして、行政監督上の責任は何人が負うわけですか。

○竹内政府委員 これは、当該延期の決定をいたしました檢察官がまずおもなる責任を負ふことはもちろんでございますが、その指揮監督の立場にありま

あります。

○猪俣委員 次に、今度は、刑事訴訟法の根拠に基いて四百八十二条あるいは四百八十二条によつて停止をする、とにかく國家の刑罰権を停止する。後に私意見を言ひますけれども、裁判も大事であります。裁判で確定せられま

○竹内政府委員 これも檢察官がいたすのでございます。

○猪俣委員 そうすると、延期の場合と同じでありますか。

○竹内政府委員 さようでございます。

○猪俣委員 この刑事訴訟法の四百八十二条にいろいろ理由が書いてあつて、停止ということができるのですが、そのほかに行政処分として延期をしなければならぬ理由が何かあります。この四百八十二条や何か見ると、大体あなたが延期の理由としておっしゃつたことは含まれていて思

○竹内政府委員 この執行延期の行政処分は、この四百八十二条の趣旨を体した裁量行為でございますが、この四百八十二条よりも程度の軽いものであり、かつ一時的なものが主として執行延期の理由になるわけでございます。

○猪俣委員 今執行事務規程というものがあつたやうであります。それが當法務委員会に委員長まで御提出願

○竹内政府委員 承知いたしました。

○猪俣委員 本人あるいは家族が病氣のために執行延期をやる、私どもそれ

○竹内政府委員 本人の申し出によりまして、その申し出の際に疎明資料として當然診断書を持つてくるなり、あるいは、その診断書に若干の疑義がござ

○猪俣委員 これは先般私申したのでありますが、それが何國會であつたかも知れませんが、大臣が牧野法務大臣のときであつたと思ひます。こ

○竹内政府委員 本人の申し出によりまして、その申し出の際に疎明資料として當然診断書を持つてくるなり、あるいは、その診断書に若干の疑義がござ

○猪俣委員 私はきょうは不用意にその人名や期日を速記録で見てくるのを忘れましたので、書いて答弁を求めませんが、牧野大臣がいやなことがあるという発言をなさつたことは明らかで

○竹内政府委員 前回の委員会で、これはいやなことだからと、というお話があつたやうでありまして、檢察官の

○猪俣委員 これは先般私申したのでありますが、それが何國會であつたかも知れませんが、大臣が牧野法務大臣のときであつたと思ひます。こ

○竹内政府委員 本人の申し出によりまして、その申し出の際に疎明資料として當然診断書を持つてくるなり、あるいは、その診断書に若干の疑義がござ

○猪俣委員 私はきょうは不用意にその人名や期日を速記録で見てくるのを忘れましたので、書いて答弁を求めませんが、牧野大臣がいやなことがあるという発言をなさつたことは明らかで

○竹内政府委員 前回の委員会で、これはいやなことだからと、というお話があつたやうでありまして、檢察官の

○猪俣委員 これは先般私申したのでありますが、それが何國會であつたかも知れませんが、大臣が牧野法務大臣のときであつたと思ひます。こ

○竹内政府委員 本人の申し出によりまして、その申し出の際に疎明資料として當然診断書を持つてくるなり、あるいは、その診断書に若干の疑義がござ

ればならないのでございます。その判決の際に身柄が拘束されておりますときは、直ちに執行指揮という形をとりますので、逡巡という事は起らないのであります。それからまた、保釈をされております被告人でございまして、有罪判決がありましては、保釈の効力はその有罪判決の言い渡しによつて失うのでございますので、直ちに勾留の効果が復活して身柄の拘束を受ける。従つて引き続きまして確定しますならばそのまま刑の執行に入るわけでございますが、控訴審に参りました場合は、ただいまの訴訟構造では、覆審ではなくしていわゆる事後審、そういう関係になっておりますために、控訴審においては、事実審理をしてさらに新たな判決をいたします場合を除きましては、被告人の出頭は要件になっておらないのでございます。それから、上告審におきましては召喚することさえも不要となつておるのでございます。こういう控訴、上告審の手続において被告が裁判の際に御座せんことは、もしそれが有罪の判決でございまして、そこで確定をする、もう述べてしまふということに相なるわけでございます。それならば判決言い渡しには必ず被告人に出頭させるという制度にしてはどうかという御意見もあるうかと思ひますが、こうなりますと、今度は裁判が言い渡せないという結果になるのでございまして、裁判の遅延をそこから生じますことは、これまた明らかなことでございまして、執行の面にしわ寄せが来るか、裁判の遅延というところにしわ寄せが来るかという問題があると思ひます。これが非常に

大きな逡巡者を出す訴訟構造上の原因かと思ふのであります。それはそれといたしまして、執行する檢察官としては逡巡者が起らないようにあらゆる努力をしなければならぬわけでございます。刑事訴訟法にも、四百八十六條に、発見のできない場合は檢察長に取監状の発行を求めることができるというところになっておりました。この檢察長の手元で広く管内全般にわたつて取監状を出してもらつてやるという建前をとつておりました。そのみでは、とうてい取監状が出ただけでは所在を突きとめることができないのでございまして、そこで、それらの点につきまして、あるいは警察との協力のもとに所在を発見するものでございまして、さらに、本人の所在発見のために、檢察官自身も、被告の友だち関係とか、あるいは特に刑務所におりましたような場合には、在監者、同房者等の交友関係、そういうふうなものをたどつて所在を発見に鋭意努めております。そのほか、先ほども申しましたように、逡巡者名簿というのを作つておりました。これは大体高等檢察官単位に作つておりますが、それによつて他の片から指紋の照会が来たり、あるいは本籍地の照会が来たりしましたときに、すぐ逡巡者名簿の中にそういう者がないかというところを確かめまして、発見に努めております。それからまた、身柄で毎日警察から送られてくる者の中に、逡巡者名簿の中に入つておる者はないかというふうな点も必ず確かめてみるというふうなことをいたして、その発見に鋭意努力をいたしておるのでございまして、このように七二％に上るような逡巡者を出しておると

いうのが現状でございます。○猪俣委員 今御説明を聞きまして、もつともな点があると思ひますが、しかし、一体、檢察官というところで、犯罪の捜査には非常に興味があり熱心であるが、刑の執行という点に對しては非常にルーズな感じがなかるうか。一体犯罪の捜査は警察が中心となるべき筋合ひである。もちろんこの指揮監督は檢察官からしてもらわなければならぬし、日本の法制も指揮監督はできるようなつております。しかし、昔の刑事訴訟法と違つて、犯罪の捜査の中心というものは警察。これはアメリカ流だと思ふのですが、ところが、日本の檢察官はどうも犯罪捜査に非常に興味を持ち過ぎて、刑の執行というふうなことに對してルーズな感じがなかるうかというところが世論となつておると思ふのです。その一つの現われが、先般大阪の高等檢察官の事件となつて起つた。新聞の報ずるところによれば、高等檢察官の檢察事務官が執行済みのような文書を作つて逃がしてしまつた。そうして就役すべき者がそのままだとかへ行つてしまつたというふうな事件が起つて、それから事が明るみに出たことですが、刑の執行に對してはなほやり方が大福帳式なんです。緻密じゃない。投げやりだつた。ほんの貧弱な事務官が生殺与奪の權を持つておるような執行のやり方をやつておるということを私ははしなくも暴露したと思ふのです。そこで、まず大阪の高級における刑の確定者を事務官がわいのをもらつて執行済みのような手続にしたということに對して、法務省がお調べなすつた状態を御報告願ひたい。

○竹内政府委員 大阪高等檢察官の檢察事務官柴田幸次郎が、中国人の蔡という者からわいのをもらつて、刑の執行をしなかつたという点につきまして、新聞の報道はその一部を伝えたものでございまして、まさに報道の通りでございます。その点、私どもいたしましては何ともおわびの申し上げようもない不祥事でございまして、遺憾に存じておるのでございますが、大阪檢察官におきましては、本年一月たゞいま申した柴田という執行係檢察事務官の行動に不審の点があるという容疑がありましたので、内査をいたしてございまして、二月四日柴田を逮捕いたしました。ただいま身柄を拘束の上で取調べをいたしております。現在までに、この蔡という中国人の事件のみならず、ほか五件の同種の事件を調査して、すでに明らかになつております。新聞にも報道せられました通り、金をもらつて延期してやつたという点、ことにそのやり方におきまして——これは執行のやり方の点をちよつと申し上げないとわかりにくいと思ひますが、執行を指揮いたします檢察官が執行をいたします場合には、執行指揮書というものを出して、それには判決の謄本あるいは抄本をつけて、その執行指揮書は、受刑者の氏名、年令、刑期、刑名、執行の指揮その他所定の事項を記載した文書でございまして、それをつけて監獄に送り届けるわけでございます。監獄におきましては、その指揮書を受け取ると同時に身柄を受け取つたということを明らかにするのでございますが、そういう種類の通付簿がございます。その通付簿の、身柄を受け取つたというふうな虚偽の受取

書を作りまして、実際には執行してないにかかわらず執行したかのごとく書面上を整へまして、そのことに關して金をもらつた、こういう案件でございまして、いわば刑法の枉法取賄というものに該当する事案であらうというふうな考へておるのでございまして、今の執行事務規程は、さうなことはできないように、いろいろの機關が相互抑制の処置がとれるように仕組んだものでありますけれども、通付簿の受け取りの判までも偽造されておりましたために発見ができませんでした。幾重にも申しわけないことであるというふうな考へております。○猪俣委員 その執行指揮書なるものは、やはり係の檢事が署名して出すのでございまして。○竹内政府委員 さうでございまして、刑務所の係から身柄を引き取つたという何か証明書をもらつてくる、それが偽造であつたという意味でしようか。○竹内政府委員 さうでございまして。身柄の受取書ではございせんが、通付簿に受け取つたという向うの係の判を押して年月日を入れましたものをもらつたわけでございます。それが偽造されておつたのでございまして。○猪俣委員 あなたの言うのは、指揮書というもののじゃなくて、通付簿ですか、どういふ名前なんです。○竹内政府委員 指揮書そのものは偽造ではございせんが、その指揮書を持つて刑務所へ参ります。そうすると、刑務所ではその指揮書とともに身柄を受け取つたというのを向うの監

獄の係官が捺印をして返してよすわけでありませう。その受け取ったという捺印、それが……

○猪俣委員 その押すのは、指揮書にですか、何か別なものですか。

○竹内政府委員 別な書類、こちらから持っていくました通付簿でございます。

○猪俣委員 そうすると、指揮書というもののほかに通付簿というものがあつたのですか。

○竹内政府委員 その通りでございます。

○猪俣委員 その通付簿に刑務所の係官が捺印する。その受け取ったという捺印をする人物は一体どういう階級の人間がやるのですか。

○竹内政府委員 これは、刑務所の、事件を受理いたします担当の刑務官でございます。

○猪俣委員 そうすると、刑務官であればだれでも印を押していということになるわけですね。

○竹内政府委員 これは、だれでもとおっしゃる意味がちょっとわかりませんが、刑務所には、窓口の事務と申しますか、身柄を受け取る係を設けておりまして、刑務官が当たっているわけでありませうが、その者が受け取ったということになりますならば、検察庁としましては確かに執行指揮をしたということに確認しているわけでありませう。

○猪俣委員 そうすると、その窓口の身柄を受け取る係というものがきまつておつて、その人間の印形を偽造した、こういうことになるわけですか。

○竹内政府委員 その受け取ります係の者、おそらくは刑務所の文書課長、あるいは夜間でございますれば看守長

といったような階級の役人だと思ひますが、その受け取る職務権限を持った人の受け取ったという受領印を偽造したということでございます。

○猪俣委員 そうすると、そういう印形というものは、たやすく偽造される印形ですか。また、ちゃんとした刑務所の係官の印形というものは、一定のどこかへ届けてあつて、ちゃんとそれがみればすぐわかるようなものですか。そこらの三文判じやないですか。私の聞いたところでは三文判じださうだが。

○竹内政府委員 三文判じというのはちよつとあれでございますが、職印ではなくして、その担当者の認印で扱われているさうでございます。

○猪俣委員 そういふことが実にルーズだと私は思ふのです。いやしくも執行をそこで検察庁は完了することなんですか。その証明なんだ。少くとも刑務所長なり何らかちやんと一定の職員が押すいうことでなければ、何ほでもできることだ。それをそんなたやすく偽造できるような判じでやつてゐる。私はそこには非常にルーズな点があると思ふ。それから、本件のごとき場合は柴田が勝手に印形を作つて押したのでございますから、刑務所では知らぬわけでしょう。そうすると、刑務所の収容人員と検察庁から引き渡した人員というものは違つてゐるはずなんだが、それはどうなんですか。

○竹内政府委員 御指摘の通り、収容人員と検察庁の方で渡しておられますとの間に食い違いが起るわけでございますから、そういう点の監査をいたしますれば、事は明らかになるわけでございます。

○猪俣委員 やり方が実に大極端式だと思ふのです。そんな、だれでも作れるような、三文判じといへば法律語じやないから御答弁できないかもしれぬが、とにかく町で幾らでも造つていふやうな判じを押せばそれでいいというやうな、あと向うとこちらの原簿の照合もしない。それじゃ、事務官が悪いことをしようと思へば何ほでもできるわけなんですが、全国的にもつとたくさんあるんじゃないですか。そんな方法でやつてゐるかどうかお調べになつたことがありませんか。これは希有な例でしようか。大阪の柴田という人物のやり方は、どこでもどうもやりさうですね。そこで三文判を買つて押してやれば逃がしてやれる。そうして何も刑務所と検察庁とは何人引き渡して何人中へ収容したかなどというのを全然調査しない。何ほでもできるじゃないですか。どうですか、ほかにもやつてゐると思ふのですか。

○竹内政府委員 こういう事例がほかにもたくさんあるのではないかと御質問でございますが、もちろんないとは保しがたいのでございまして、かつてそういう事例も、私の知つております限り一件あるわけでございますが、しかしながら、この事例が出たからといつて、どここの検察庁でもそういうふうなルーズな扱いになつておるのだらうというふうには考えないのです。もしそうだといたしますれば、こういうことは割合やればわかることであります。現にわかつておるわけでありまして、ないとは言へませんけれども、そうたくさんあるべきものではないといふふうに思ふわけでございます。

○猪俣委員 それは、天網恢恢疎にして漏らさずといふことがあるから、この柴田は運が悪くてつかまつたんじゃないですか。どういふ動機でわかつたかわかりませんが、今のあなたの御説明のようなやり方だと、これは何ほでもできるのだ。おそらくそれはわからぬですよ。柴田は何かへまをやつてボロが出たわけなんですか。けれども、どうも国民としては、ほかにみんなやつてゐるんじゃないかという疑惑を十分持ち得るのです。一体警察や検察庁というものは、自分たちをかたゝく国民は信じておるものと思ひ込んでゐる。自分たちのやることは絶対に間違つていないんだ、そういう一種の伝統的な信念、——信念はいい信念ですが、その陰に隠れて悪いことをやるのだ。だからほんとうから言へば、そんなルーズなやり方というのはできないはずなんです。国家刑罰権の執行という重大な問題なんだ。それを、ちゃんと責任ある刑務所長の何かきまつた職印、だれが見てもすぐそれを見ればわかるような職印でも押すかすればいいものを、簡単に窓口か何かにいる男の認め印か何かで済ましてゐる。大体事務官が持つてきたものを實際問題として検事が監獄へやつてきたのかどうか、ちゃんとその受け取りの判じがあるのかないのかを検事は一体見てゐるでしょうか。あなたは、見てゐるというに違ひないから、答弁はいい。われわれはそういう疑いができる。そこで、どうもほかにもあると思われ

る。ことに、今あなたの御説明によると、この柴田という男は五件やつてゐるのです。一体いつからやつてゐるのですか。

○竹内政府委員 三十年の十月から三十二年の十二月までの事犯は検査されておるのでございます。

○猪俣委員 三十年の十月から三十二年の十二月までの事件が五件ある。これは一体どうしたのですか。こういう同じことで刑の執行を免れさせたのは、どういふ犯罪者であるか。

○竹内政府委員 最初に申しました蔡年八月二十六日に神戸地方裁判所で懲役八月、罰金二十万円の判決がございまして、その後控訴し、上告いたしました。が、いずれも棄却になりました。三十年七月三日確定しているものでございませう。その刑の執行が、三回延期申請が出て、これは検事も事情をよく聴取して承知しているののでございませうが、四回目はとてもだめだと検事から言ひ渡されておりましたので、事務官は、その四回目の執行はとも延期はできぬよといふところからして、それが執行したことにして延期の実をあげてやろう、こういうふうなところが犯行の動機になつてゐるようでございます。

○猪俣委員 その次の第二犯は、井上という者の詐欺罪でございますが、これは、二十九年八月五日、やはり神戸地方裁判所で懲役一年六月の言ひ渡しがありまして、大阪高裁で原審の裁判が破棄されて、上告されて、これは棄却になつておりますので、三十年九月二十二日に確定した事件に関する刑の執行でございます。

もう一件は、捜査の結果これはまだ

まして、最終的に御報告申し上げるまゝに官を勤めておつただけけれども、実に

第一類第三号 法務委員会議録第六号 昭和三十三年二月二十日

ことでございますれば、神聖な裁判を
 ございしますが、これは十分調査をして

を受け取って刑を執行しなければなら

ぬ大阪刑務所も少しおかしいと思いがすが、どうですか。

○竹内政府委員 そういふ御疑念があるうかと思ひますが、実際の場合は、今御指摘のように、単に判こだけを押して受け取ったことにはなるのではないのでありまして、ちゃんと身柄をつけて、そうして今の執行指揮書を持って、送達を持って参りまして、おそらく三田村委員の御指摘のように大阪でも私はやっております。しかし、本件は、そうやったことに偽造してある、そういう事情でございます。

○三田村委員 それはそれで承知いたしました。これはいづれ暴力追放に関する刑法改正の法案が出てきてから十分お尋ねをいたしたいと思つてゐるのですが、実は、昨年法務委員会大阪方面の現地調査に行った際にも伺つたのであります。今猪俣委員のお尋ねになつた点についての刑事局長の御答弁を伺いますと、だいぶんたくさんの刑の未執行者があるように承知いたしました。大阪でも、私は数字を覚えておりませんが、たしか八十何件の刑の未執行者がある。その刑執行不能の原因がどこにあるかという、保釈にあるというのです。檢察庁側にある。保釈で出してしまふとどうにもなりません。刑事局長お話しのように、被告人不在廷のまま判決の言い渡しをする、だからといっていつまでも延ばすわけにいかないし、判決の言い渡しをするところのまま確定してしまつて、どこかへ行つてしまふ。これは保釈してしまふから身柄がないのです。これは何とかしてやらなければならぬ。われわれは非難は受けるし、どうにも処置がありません。それで、今刑事局長お話し

しのように、たまたま発見した場合、次に犯罪を犯して初めて発見する。これじゃ刑の意味をなさないので。これはいづれ詳しいことは、その法案が出てきた際に伺ひたいと思ひますが、ここでお願いをいたしておきます。一つそういう間の事情を詳細にお調べ願つて、この次の法案審議の際に十分役に立つように御準備願ひたい、こういうふうにお願ひいたしておきます。

○佐竹(晴)委員 私も関連して伺ひたいのでありますが、今刑事局長のお話では、受け取らないのに担当者を受け取つたように文書を偽造して、何もかも偽造してやつたのだから、やらないうのがやつたやうになつてゐる、そういうことで結局刑の執行を免れておゐる、こういうお話でございますが、そういうことは刑務所の担当者だけでできることでは絶対ないと思ひます。いかがですか。いま一度承わつておきたいと思ひます。

○竹内政府委員 これは一人ではできない、共犯者があるんじゃないやなからうかというところでありますが、先ほど申しましたように、ただいま身柄を拘束して取調べ中でございますので、あるいは取調べの結果によりましてはそういうことも起つてくるかとも思ひます。が、ただいまの状況としましては先ほど御報告したやうな事になつております。

○佐竹(晴)委員 私は、共犯者があるか、さもなくば檢察庁がその職務の執行を怠つておつた結果ではないかと思ふのです。私は、まず第一にお尋ねいたしたいのは、先ほど通達書をもつてやる、それから身柄をつけてやらな

のにつけてやつたやうな書類ができておるといふけれども、しかし、その通達書というものは刑務所の帳簿じゃないのでございましょう。檢察当局の帳簿でございましょう。検事が指揮書を書いて、檢察局で通達書を作つて、検事局で被告を引き渡して、そうして本人と相違なきやいなかを確かめて、間違ひがないというので身柄を受け取るんでございましょう。そういうことは刑務所のお役人だけでできることでございまして、いま一度……

○竹内政府委員 刑務所の方はこの件に關しましてはさしあたり何ら責任はないように思ふのです。これはもう主として檢察庁の方に落度があるわけであつて、犯行を犯した者は当然でございまして、これに仕事を手伝わせておりました檢察官としまして、執行の場合の確認の方法、それから、執行しましたというものがその通達簿に判を押してゐる状況でございまして、その通達簿の検閲の徹底を欠いてゐる点、その他本件を契機といたしまして私も反省すべき点がいふところあると思ひますが、大臣も先ほど申されましたように、これを單に事件として処理しないで、事件は事件として、これによりまして刑の執行に關する事務全般について直すべき点は直して行くといふふうにと、ただいまこの事件の成り行きをよく見守つてゐる状況であります。

○佐竹(晴)委員 先ほどの御説明では、刑務所の受付の担当者が身柄を受け取らないのに受け取つたやうな判を——しかも先ほどの御説明では文書課長かなにか上役の人の認印かどうかわかりませんが、印形をも偽造して、身柄を受け取らないのに受け取つたこ

とく装つてもつて刑の執行を免れしめた、その責任者は刑務所の担当者であるやうに承わつたのでありますが、これは間違ひでございましょうか。

○竹内政府委員 それは、私の申し方が悪かつたかもしれませんが、佐竹委員のお考えは違ひでございまして、今の手続としまして、刑務所の文書課長ないし担当の看守長の判をもらつて通達簿は形の上は完成するわけでございしますが、そういうものを刑務所とは無關係に柴田の方でそういう認印を偽造して、あたかも受け取つたかのごとくに通達簿を作つた、そうして検閱官、監督官の目をごまかして、こういうふうな趣旨で御説明申し上げたのであります。

○佐竹(晴)委員 そうでございまして、全然檢察当局の責任であるというお話でございまして、これは官庁と官庁との間の連絡のことでございまして、先ほど法務大臣のお話によれば、檢察側の執行書と刑務所の在監者の人数とを突き合せればわかるかとおっしゃつたのでございまして、突き合すまでもないと思ふのです。突き合せて初めてわかるなんという問題ではなく、一件々々ごとに完全に向うへ引き渡してゐるかどうかということはその檢察当局の側の人が責任を持つてしなければならぬ。事務官一人にまかしておくべき事項ではないと思ふのです。

○竹内政府委員 先ほど猪俣委員もしきりにルーズであることを追及しておつたのでありますが、ほとんどその事務官、事務官の下、端にまかせた。従つて、貧乏人の執行についてはこれは厳格をきわめる。先ほど猪俣委員は、非常にルーズだ、緩慢だといつ

たふうなことを言われたけれども、一面突に厳格です。これは、たとえば父母が瀕死の病人である、一日待つて下さいといふときでも、なかなか許しません。それから、ほんとうに病気で、診断書を持つて行つてお願いをいたしますけれども、もう半日も一日も許しません。私どもの長きにわたつての経験では、もう厳格に許さぬというのが原則なんです。ところが、他面、何かしら一部の人に非常に緩慢な点がありまして、ために問題になるのです。一面、貧乏人に対しては厳格にやつていく、それから下層階級の人には厳格にやつておいて、一部の階級の人々、金銭をもつてする人とかいふたやうな者については非常にルーズな扱いをいたしますために世間から非難される。それはだれに扱はれるか、事務官のしかも下層の者に扱はれる。それだけが専横を持つてやつてゐる。その執行についても、検事なりあるいは次席検事なり検事正が、そのつど一件々々について御監督をなさいますならば、決してこういうことは起らないのです。で、私が一人でできるかと問うてゐるのはそれなんです。これは一件々々について監督すべきであつて、先ほど法務大臣のお答えのように、人数と人数とを突き合せて、こつちへ送つた者に向うの在監者との数を突き合せて初めて知るといふ問題ではなくて、一件一件について、これは厳格にそのときどき監督なさるべきであつて、その監督において欠けるところがあつてはしないか。それで、担当者の責任についての追及はさることながら、その監督において欠けておるところがありはしないか、これを伺つておるのであります。

○唐澤國務大臣 いかにもごもつともな御意見と思ひます。私が先ほど申し上げましたのは、いよいよ刑が確定して執行段階に入りましたならば執行書と身柄とを刑務所に引き渡すわけでございます。その段階におきましては、やはり檢察官が嚴重にこれを監督して、そうして完全に刑務所に引き渡されて刑の執行を受けるようにいたさなければならぬことは当然でございます。この事件を契機といたしまして、將來はこの点に十分に注意を払わなければならぬと考えておりますが、私が先ほど二つの名簿の突き合せをする申しましたのは、他にもかような例がありはしないかという御疑問がありまして、私もさような疑いを持ちます。でありますから、過去においてすでに引き渡し済みになっておる者がほんとうに引き渡されておるかどうかが、本件のような間違ひが一つでもありはしないかということを調べます。これは、過去において送り付けたという名簿と、そして向うで受け取つて現に収容して刑の執行をしておるといふ収容者の名簿とを突き合せれば、そこにもし違ひがございませうれば、過去においての引き渡しに何かこれに類似した不正がありはしないか、これを調べるために申し上げたのでございまして、これから先、いよいよ刑が確定して、そうして檢察官の指揮によつて刑の執行をする、それを刑務所に引き渡すという際には、嚴重に監督をいたしまして、今度のような間違ひのないようにしなければならぬ、これは仰せの通りでございます。今後十分注意するつもりでございます。

○猪俣委員 先ほど、私、刑の執行に對する責任者のことをお聞きしたんですが、そうすると、これは檢察正、次席その他担当檢察、法文では檢察となつていますから、何人でもいいのでありましようけれども、行政官としての責任の立場がある。そこで、今佐竹委員が質問されたように、なるほど檢察事務官がさような偽造印をされたのであるから、これは檢察官自身が惡意を持ってやったことにはならぬと思ひますけれども、しかし、監督上の責任がある。これはやはり刑の執行という重大なことです。そして、一ぺんに何千人というのを一つの檢察庁でやる道理はないのだから、一人々々やはり全責任を持つて執行を見届けなければならぬと私は思ふのです。それを、檢察官が下つ端の事務官の偽造で済ます。おそれく檢察は押捺印を見ないのでないですか。だから、私は、やり方が非常にルーズだと言ふのはその意味なんです。そういうことで引き取つたためにこういうことが起つた。これは何としても一人々々執行を見届けるだけの重大問題です。わざわざ國費を使つて長い裁判をして、判決が確定して、そしてそれが執行のことは見届けないでは、何にもならぬことなんです。それで、それから、それをせずにやつたといふことは相當の責任があると私は思ひます。そこで、一体、監督責任者に対してはどういう態度をとるのか。近時官庁の汚職事件というものの原因はいろいろありましようが、監督責任といふものがはつきりしない。下つ端の者だけに責任を負わせて、上の者は涼しい顔をしてゐる。中には榮転するやうつがあるという。こういうばかげたこととで官庁汚職を根絶することはできません。

せん。汚職の根本的の矯正は、責任を明らかにして、——昔のおさむらいな切腹するのです。切腹せよとは申しませんけれども、その責任觀念を明らかにしなければ、汚職問題などというものは断たないことになる。その意味におきまして、この大阪檢察庁の責任ある地位にある人は一体どういふ責任を負わねばならぬかをお答え願ひたい。

○唐澤國務大臣 いかにもごもつともなお尋ねと存じます。先ほど佐竹委員からお言葉がありました通り、これはただ品物を檢察から刑務所に送るといふような簡単なものでございませうから、ちゃんと判決によつて刑が確定して、これこれの刑であるからそれを執行するといふことを刑務所へ命じていきます。そして犯罪者をつけて運送するのでございませうから、ただ一人の事務で、判を偽造しただけでさうなことがでさうかどうかというやうなことに付いて、私個人としては佐竹委員と同じように非常な疑いを持つております。しかしながら、これはすべて今裁判にかかつておりますから、裁判所の方ですつかり調べていただきます。れば、事件は明瞭になると思ひます。しかし、ただ柴田事務官一人でこういうことがでさうかどうか、從來どういふふうな監督をしておつたか、こういうことにつきましては、その裁判の確定を待ちまして、十分に調査をいたしまして、責任の所在によりましては適當の処置をとりたい、かように考えております。

○町村委員長 高橋一君。

○高橋(續)委員 刑の執行に關連して、これは法務大臣に一番關係のあることです。法務大臣にお尋ねいたしますが、死刑の言ひ渡しの確定した事件で、しかも刑事訴訟法によりまして、六カ月以内に法務大臣は死刑執行の命令を出さなければならぬ、こういう規定がありますが、死刑の裁判の確定した者で、執行しなければならぬにもかかわらずまだ執行されないといふやうなものがあるのかないのか、まずその数を、もしあれば伺ひたい。

○竹内政府委員 死刑の確定者で未執行のもの数は、現在六十二名ございします。

○高橋(續)委員 死刑の裁判が確定した者でまだ執行されていないのが六十二名あるというお話であります。それは一体どういふ理由で執行されないものであるのか、その御説明を承かりたい。

○竹内政府委員 精神病になつておりますために執行できない者もありますが、大部分の案件は、いわゆる再審の申し立てをいたしております。それが却下になりますと、また重ねて申し立てるというので、次から次へとそういう再審の申し立てがございしますが、その審理に手間取つておるのでございします。それで六十二名が現在執行延期になつております。

○高橋(續)委員 刑事訴訟法の四百七十五條の第二項によつて六カ月以内に原則としては執行しなければならぬけれども、ただし書きに規定してあるものは、その六カ月の期間に算入しない、こういうふうになつておりますから、執行をしなくてもいいという關係になるわけでありますが、このただし書きに該当しないもので死刑の執行がされておらないというものは一件もありませんか。

○竹内政府委員 先ほど申しました精神分裂症の者につきましてはそういうのがありますが、それを除きましては全部今再審關係のために控へておるものでございします。

○高橋(續)委員 そういたしますと、再審の請求をしてそれが却下される、また請求をする、それをいつまでも繰り返してやればやれるという建前になつておるわけですか。もしそういうことであれば、それをそのままにしておいていいものかどうか、何かこれについて法的な改正なりその他をしなければならぬ必要があるようにお考えになるかどうか、その点を御説明願ひたい。

○竹内政府委員 法律的には再審を受けられないといふわけには参らぬのであります。同一事實について同じやうな判断を何回も何回も裁判所で受けるということになりますと、おのずからそこに本人もやむを得ないという氣持にもなつてくるわけなんです、そういう時期がやはり自然に出てくるわけでございます。しかし、法律の建前としては、再審してくるものを裁判所に取り次がぬわけにはいかぬ状態でありま。

○高橋(續)委員 そうすると、結局再審をしなくなるまでじつと待つて、何回も何回もやらして却下しておる、本人が悟つてあきらめて、これではもう執行しなければならぬといふところに行くまで待つて、こういうふうなことになるわけですが、それでいいとお思ひになるのですかどうなんですか。そこそころは実際にその仕事をやつていらつしやる方としてはどういふ考へなの

か。

○竹内政府委員 御承知のように、判決が確定いたしましたも、執行は法務大臣の命令によるということになっておりまして、法務大臣が執行の命令を出されまう前に、記録全体について——これはもちろん、裁判の当否を検討するわけではございませんが、いささかも事実上疑いがないかどうかという点を慎重に検討をいたしまして、その上で命令を出すわけでございますので、命令に値するものにつきましては間違ひの執行ということはないという自信を持って検討いたしておるのでございます。しかしながら、当人にしてみますと、何とか助かりたいというような気持ちから、法律の許します限りいろいろな手段で、特に再審の申し立てをするわけでございます。しかし、これをむげに押えてしまふということももちろん適当ではございませんので、押えることはいたしません。その間に、行刑当局としましては、再審の事由、そして却下になりました理由等を一緒に相談に乗ってやりまして、そこにおのずから自分の判断に役立つようアドバイスをするというようなこともいたしまして、すみやかなる執行に持っていくように行政的に指導をいたしておりますことはもちろんやっておりますのでございます。

○高橋(禎)委員 最後に法務大臣にお尋ねをいたしますが、御存じのように、すでに国会においても死刑廃止の問題が論議されておるわけでありまして、それから外国なんかでも死刑廃止論が相当強く台頭しておるというような情勢でありますし、また、アメリカなんかの場合を聞きますと、裁判は死

刑の裁判が確定しても、日本では恩赦

というふうな行政権の発動によつてその執行をしないということにするような例が相当あるようでありまして、今

刑事局長の御説明になったような、本人があらためていよいよ執行を受けようというところまでいくのを待つてというの

一つの方法で、得られども、そういう場合には、得て、気の弱いような人、案外あきらめる人だけが執行を受けることになつて、そうでない者は、一生死刑の裁判

が確定して執行されるかもしれないという不安の状態において生活をしなければならぬといったような見方からすると、実に残酷な措置のように考え

られるわけなんです。ですから、死刑の制度を廃止するとか、あるいはまた、死刑の裁判は確定したけれども、

こういうふうな条件が備わったときにはそれはもう恩赦によつて死刑の執行はしないという措置をとるとか、あるいはまた、はつきりしたはじめのつ

くような制度というものが必要だといふふうな考え方もあり得ると思うのです

が、その点について法務省においては御検討になっておるのかどうか、やはり今のままでいくのが正しいという御

見解であるか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 ただいまの諸点であります。これは、法務省におきましては、御承知のように、法制審議会、

また、その準備のための刑法改正準備会という常設の機関がございまして、

これらで刑法全般の改正について研究をいたしております。その一環として、今お示しのような問題も研究をい

たしておりますけれども、今のところではまだ確定した結論を得ておりま

せん。当分の間の制度のまゝを續けて参りたいと考えております。

○町村委員長 古島義英君。

○古島委員 私、それとやや関連しておる事件であります。判決が確定して今日まで刑の執行をしないものが、執行停止、執行延期、逃走、これらを合せて二千九百五十六名というこ

とでございますが、この中には先ほどの死刑囚も入つておるのでしょうか。

○竹内政府委員 先ほど申しました数字は、自由刑についての未執行の数字を申し上げたのでございまして、死刑囚は自由刑の受刑者ではございませ

ので入つておりません。

○古島委員 自由刑のうちで、執行停止もしくは執行の延期をする、逃走、

こういうものがあるようでありまして、こういうものが執行しないようなものはございせんか。

○竹内政府委員 先ほど申しました四種類でございまして、それ以外にはないわけでございます。

○古島委員 私はその例を一つ知つて

おるのですが、これはこの前に法務大臣にお聞きしたのですが、御存

じがなかった。堀江杜一という人です。これは日本共産党の関西地方委員

で有力な役員であります。昭和二十五年に大阪府根崎の桜橋書店、大阪の出版販売会社、この会社の争議に

関連をして、桜橋書店の帳簿を持ち出し、もしくは大阪出版販売会社の書籍を持

つて出たので、これが強盗という容疑で検査されたのであります。その結果大

阪の地方裁判所では懲役二年六カ月の判決を言い渡したのですが、自來控訴

をいたし、上告して、結局二十八年度の二月判決が確定したはずであります。

しかもこれが執行されずにおつたのは、執行停止であるとか、執行延期であるとか、逃走者であるとか、このうちどのどれに入るのですか。これ以外にあるわけですか。

○竹内政府委員 ただいまお尋ねの堀江杜一氏にかゝる事件、これは、先ほど申しました通り、逃亡して刑の執行を免れてゐたという範疇に入る案件でございます。

○古島委員 逃走者というのは行方がわからなくなつたのであります。逃走をしたというこの既決囚に対して尾行をつけておるようでありまして、尾行をつけておれば、その所在もわかり、その挙動が一切わかるわけでありま

す。尾行をつけておつて逃走者の範疇に入るというのはどういふわけですか。

○竹内政府委員 尾行をつけておつたというお話でございますが、そのような事実があつたかどうかは私はずまづにいたしません。とにかく堀江杜一氏が昭和二十五年八月に先ほど御指摘のような桜橋書店その他に多勢の者とともに押しかけて、書籍、現金、帳簿その他を強奪したという事件につきまして、大阪の地方裁判所が判決をいたしまして、それが二十八年三月五日に確定をいたしました。その確定後刑の執行ができなかつたこととは事実でございまして、そので

きなかつた理由は、堀江氏が日本共産党員でございまして、まあもくつておつたと申しますか、その所在の追及ができなかつたということによるものでございまして、しかるところ、昨年の十二月二十日その所在を突きとめましたの

で、収監状によつて収監をいたして執行に移つたのであります。

○古島委員 私の質問はそこではないのです。警察が尾行をつけたのであります。警察が尾行をつけておいて所在が不明だとはどういうことかと聞いておるのです。

○竹内政府委員 尾行の点は、どういふわけで尾行をつけたかは私の方ではまづわからなかつたけれども、未執行者であるというので尾行をつけたという仰せのようでございますか、あるいは別の理由によりまして尾行という

ような事実があつたかどうか、そこはまづわからなかつたけれども、刑の執行という面から申しますと、堀江氏は十二月二十日収監状を出すに至るまでは所在がわからなかつたというのが事実でございまして。

○古島委員 検察庁や警察は何をやつておるか一向わからぬのであります。が、この堀江氏は、判決が確定したその後、東京へ来て、日本橋の堀江の興信所に勤めておつて、しかも興信所の調査員である。各官庁に入りをいたして、そして十分調査の事務を取り扱つておつたのであります。それもわからなかつたわけでありませんか。

○竹内政府委員 堀江氏が偽名をいたしまして、ただいま御指摘のようなどころで働いてゐたということがわかりました結果収監状が出るようになったのでございまして、そういう人物が興信所にいたということはあるいは警察当局にはわかつておつたかもしれませんが、それが確定である堀江杜一であるというところは、収監状が出されますまではわからなかつたのでござい

ます。

○古島委員　それでは私はやめます。

○町村委員長　堯春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院法案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますから、これを許します。三田村武夫君。

○三田村委員　御承知のように、堯春防止法は四月一日から完全実施されることになりました。そのために必要な法案が本国会に提出され、当委員会で審議されるのでございますが、前回の委員会にて趣旨内容の説明を伺いました、大体は了承いたしましたのでございまして、堯春防止法の完全実施は、わが

国の社会史上あるいはまた風俗文化史上に画期的なできごとでありまして、世上これをさる法と言ひ、骨抜き法と言ひあるいは業者擁護法などの悪口や非難がありました、とにかく、日本の長い歴史の上に、社会史の上に、あるいは風俗史の上に、数百年来公然と存在して参りましたいわゆる荒唐業者というものが四月一日から一切全部なくなるのでございます。これは法律上社会的に存在を許されないことになるのであります、風俗文化史の上から言うならば一種の革命的なできごととも言えると思います。いわば文化革命の一步前進でありまして、非常に大きな

意味があるのでございます。

そこで、まじめに客観的に十分検討を加えたい問題は、法律上形式的に死春という業態がなくなるということと、現実には死春業者あるいは死春行爲がなくなくなるかあるいはなくし得るかという問題であります。これは、現実の社会構造の面から見て、あるいは現代

の文化的人間生活の面から見て、言葉の上のきれいなことでは済まされない深刻な問題であります。これを政治問題として論議し検討しようとする場合、私たちが感じましたことは、どうかすると、この問題にあまり深入りしたくない、問題を深く掘り下げて論議することを避けようとする傾向が一部にあるのであります。これは私ははなはだ遺憾なことだと思ひます。のみならず、また別な面から考えてみますと、何か上つただけ手探りでものを見て、問題の本質を十分に掘り下げようとしなない、こういうことが考えられるのであります。ここに、私は資料をごく一部であります。ここに、私は資料をきょうは時間がありませんから一々申しませんが、これは、単なる形式上の、あるいは法律上の措置だけでなく、われわれの人間生活の上で、社会生活の上で好ましくない存在であるならば、どのようにこの好ましくない存在をなくするかということに、ほんとうの論議の中心が置かれなければいけない、こういうことを私は考えるのであります。私は、この売春防止法の前身である社会党提案の売春等処罰法案、これが二十二国会に提案されたとき以来この問題に真剣に取り組んできた一員であります。こういう観点から、私は、この機会に、この問題の本質をできるだけ掘り下げて、売春防止法完全実施に伴う諸問題について、政府関係当局の見解あるいは方針を伺ひ、当委員会の責任において完全実施に伴う諸般の方策について検討を加えてみたいと思ひます。なお、この問題はひとり売春防止法実施の面から検討することのみでは足りな

いのでありまして、法務大臣いろいろ御苦心になっております。やがて当委員会に提案されるであろう暴力排除のための刑法改正、それらの問題とも関連して、つまり一連の社会悪として、これは縦横関連して問題を掘り下げることがあると思ひます。いわばその犯罪の性格から言へば不可分の存在でありまして、こういう点も一つ十分法案の内容を並べて実質的に検討していただきたい。実は、私、先般当委員会、これらに関連して一連の資料の提出を御要求申し上げたのであります。一部は本日いただきましたが、まだ全部の資料が出そろつておりません。従ひまして、きょうは法案そのものに直接関連する具体的な実質的審査と申しますか、そういう細部の質疑については後日に譲ること、他の機会に譲ることを委員長に御了承願つて、総括的な問題について少しばかりお尋ねいたしたいと思ひます。

まず最初に、これも資料としていただいておりますが、これは審査の必要上この委員会の速記録にも載せておきたいと思ひます。売春防止法完全実施に伴う予算関係であります。これは、法務省、警察庁、厚生省、労働省、おのおのこれに所管事項を持つておられます。関係当局があるのであります。三十三年度でどれだけの予算が計上されておるか、それから、ただ三十三年度予算として決定された予算面における予算の計数だけでなく、政府が売春防止法完全実施に伴う必要経費として、その必要性を確認され、施策の裏づけとして一応予定された予算、すなわち、言いかえすと、

当初に要求された予算額と、現に決定された本国会に提案されております予算との比較、これを法務省、警察庁、厚生省、労働省、御出席になつていない省は他日伺ひますが、まずこの点を伺ひたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 たいいとお尋ねの予算でございますが、当初法務省関係といたしまして売春防止法実施に伴つて計上しておりました予算は、最後査定におきまして相当額減額されておることとは事実でございます。いすれ政府委員の方から正確な数字を申し上げます。

この関係はおよそ二つに分れるかと思ひます。一つは、今御審査を願つておりますいわゆる補導処分、これに伴ひまして補導院を新設いたしたいと考えておるわけでございまして、当初の予定におきましては七カ所を予定しておたのでございまして。しかも全部建物は新設というような内容の要求でございまして、これが、いろいろ折衝いたしました結果、箇所数は三カ所ということになりました。その三カ所のうちでも一カ所は新設を認められましたが、他の二カ所は、既存の固有建物があるから、これを転用したならばよろう、そういうころ合ひの建物が見つかりましたので、転用ということになりました。その関係におきましても減額を受けております。それから、違反者の検察関係の費用でございまして、これは、御承知のように、従来から法務省で標準的に検察の費用をとつておりますが、たまたま年にやりましては非常に犯罪が累積することございまして、従つて、検察の費用が標準予算ではまかない切れないよう

な場合が生ずるのでございますが、これは、多くの場合におきまして、従来からの慣例で、検察費の不足分は、いわゆる補充使途の意味におきまして、その年度の予備費から大蔵省から支出をしてもらつておるような慣例でございまして、このたびの売春防止法実施に伴う検察費も、もしこれが不十分でございましてすれば、この予備費の支出をみたい、かように考えておる次第でございまして、正確なる数字につきましては、あるいは資料として差し上げた方がよろしゅうございまして、今法務省だけのことを申し上げて上げれば政府委員の方から数字を申し上げたいと思ひます。

○三田村委員 まず法務省の予算計数的に、簡潔でよろしいのですが……

○竹内政府委員 法務省関係の予算は三十三年度予算として査定を受けました金額は一億二千四百六十八万三千円でございます。この内訳は、検察庁関係におきまして約六百万、矯正局の關係、つまり補導院並びに女子少年院の新設並びに運営に関する経費を含めまして一億一千三百万、人權擁護局の關係におきまして六十一万九千円、保護観察所の關係におきまして五百十万五千円、こうなつて、合計が一億二千四百六十八万三千円でございます。これを計画いたしましたのは約十億六千二百九十四万四千円を要求をいたしましたのでございまして、査定結果は右申しましたような次第でございまして。

○三田村委員 警察庁、これは中川刑事部長御主管ですね。中川刑事部長から聞きたい。

○中川政府委員 警察関係は御案内のように犯罪捜査に要する経費だけでござい

ざいですが、三十三年度予算でたゞいま当国会で御審議中の予算では七千九百五十四万三千円、これがたゞいま御審議中の予算に入つております。昨年は五千五百七十七万四千円、こういう費用をいただいておつたのですけれども、明年四月一日から全面的に施行される、こういうことに関連をいたしたいような次第でございまして。内訳は、御案内のように、警察関係予算は、他の都道府県に關係して当該公共団体が無理だという費用は国で負担するのでありますけれども、当該公共団体の費用に付しましては都道府県警察として府県が負担する。府県が負担する關係では補助金ということになるわけでござい

い歴史の伝統の上からいけば、風俗史、文化史の上からいけば、法律上、社会上存在を許されないというものは、一步の前進でありましょう。けれども、立法の趣旨は、目的は売春業者及びそのいったいまいましい売春行為というものをなくすることが目的でありまして、どうしたらこれがなくなるかというところに、われわれはいま少し重点を置いて、まじめに検討しなければならぬと思うのであります。私の調べたところによりますと、業者は廃業してしまふと言ふ。そこに働いておった女子は、その三分の一はうちに帰ると言います。自分の実家に帰るか、あるいはそれそれ縁故、知人をたよってそれぞれ帰る。三分の一はどうか職を求めていかうと言ふのです。そのどつかに求めていく職が白線か黒線かわかりませんが、求めていく。残りの三分の一は行くところがない。借金はなくならない。これは働くところもなくなりません。食う道がない。どこも行くところがない。われわれは再びこういういまいましい売春行為をやろうとは思いませんが、どこに行つて何をやらうか。そこで、これは今の法務省の婦人補導院の問題にも移つてくるのであります。これは具体的な問題は後日ゆくり伺いますが、大体赤線、青線合せて、三十一年の調査によると十五万です。間違つていたら訂正していただきます。われわれが売春防止法ないしは売春禁止法を審議する際になかなかつかめなかつたのです。ある人は十五万と言ひ、ある人は十二万と言ひ、ある人は五十万、六十万と言つた。今でもわかりません。これは少くとも青線、赤線だけは四月一日

からなくなるのですから、なくなる業者のところと働いておった女だけはつかまなければならぬし、つかみ得ると思うのです。そして、それが矯正保護の対象になるのでありますから、これはあとから具体的な数字にわたつての御処置は伺いますが、警察庁の中川刑事部長にお伺いしたい点は、実際廃業の仕事を警察庁がおやりになるのではないが、どう動いていくかということとを一番よく見ておるのは警察なんですから、どういふふうに見ておられますか。今、岐阜にしる名古屋にしる、あるいは静岡にしる三重にしる、やめたところがあります。東京でもやめたところがあります。やめたあと、そこに働いておる女子はどういふふう動いておるかということは見えておられると思ひます。これはその動き方が一番問題なんでお尋ねするのです。もしおわかりになったら、おわかりになっておる程度でけっこうですから御説明願ひます。

○中川政府委員 本日当委員会での問題が審議されることをよく存じておりましたので、昨日資料を作りましてお手元に差し上げようか。表題は「犯罪統計資料」、昭和三十三年二月、警察庁刑事課と題する資料でございます。今の御質問に関する問題は、数枚めくつていただきます。しるまいの方に近いのですけれども、売春防止法施行に関する資料、こういう表題になっておりますが、その第一は、ただいま安田政府委員からお述べになりましたことと符合するのですけれども、まず一番上の欄の(四)欄に掲げてあります数字が、昨年の四月一日の現在いわゆる赤線、青線、その他白線と称せられるものであつても業者と認められるものを、私ども承知できる程度において計算しましたものですが、三万一千強でございます。それが、その次の段に記するような状態で転業が行なはれて、本年一月末現在の業者二万二千強、こういう状況に把握しております。それから、女子従業婦の数は、一月末現在に目下集計中でありまして、昨年の十二月末現在では、これはいろいろ数字については問題もあるのですが、私が、私どものところにおいて一応売春婦と認められるものを計算いたしました、八万八千、——だんだん減つてきた結果でございますが、九万弱というふうな推定いたしておるのであります。ただし、この数は、三田村委員御指摘のごとく、大へんつかみにくい数字でありますので、十五万とおっしゃる方もございますし、十三万とおっしゃる方もあるのでございます。それもそれぞれ理由があるのでございます。われわれといたしましては、警察官がだんだん調べて売春婦と認められるものを積算して参りますと、こういう数字に相なるのでございます。

それで、御質問の事項のお答えに移るわけでございますが、いろいろおっしゃいますように、法律で禁止するだけでは意味がないのであつて、実際上ああいう思まわしい職業の人たちがだんだん更生されて、ない状態が望ましいのではないかと、そういうことについてどういふふうに見ておるかという御質問でございますが、お説の通り、法律を厳正に施行することはわれわれ公務員の当然の使命でございますけれども、その実態が法律に即応するように動いていくことを希望するものであります。それで、いろいろ各省とも協力して努力しておるのでございますが、何といひましても法律ができましたので、国民の順法精神にまず期待いたすわけでございますが、それに期待して、関係の婦女子がまず、みずから更生する、こういう自覚に立つていただくように努力して、厚生省を中心にして御指導をやつていただいておりますので、全国的にいろいろ厚生省でも御努力願つておりますが、私どもの方で若干わかつた面についてその次の表で拾い出して見たのですけれども、たとえば新吉原はどうであるとか、新小岩はどうであるとかいふように見ると、比較的黒線という欄に属するものが多いのであります。厚生省の御指導その他によつて、こういう仕事をやめようというところで黒線をなさる方が割方多い。それ以外に、この欄に出ておりますように、結婚というの欄もあるのです。それから、結婚から、他に工員に転出するとか、女給に転出する、また、きめかねておつて未定、こういうものももちろんあります。そういう婦女子の方々が、三田村委員御心配のように、またどこかへ行つて売春をやるのじゃなからうかという点は、非常に本人の不幸を誘発いたしますので、お互いがみな協力いたしまして、正しい道に更生してもらいたいと希望するのであります。この点は、いろいろ厚生省の方で婦人相談所の職員を動員されておられます。だんだんそういう更生の方向も比較的多く行つていけるように私たちが承知いたしておるのであります。

○三田村委員 私は、中川さんの御意見の通りで、警察が尾行をつけたら、どこに行つて何をやっていくか、そういうことを調べて歩いていくか、そういうのではないのです。それは一番いけないことで、御相談を受けるまでもなく私は反対なんです。ただ、それだからといって、もぐつてしまつてまた売春をやる、これもよくないことですから、私は、これはひとり警察だけではなくて——警察は第一線の仕事を御担当になつておりますから、どういふふ

うに動いているかという事は警察が一番よく御存じのはずなんだ。これは、厚生省にいたしましても、労働省の婦人少年局にいたしましても、あるいは法務省の矯正局にいたしましても、だんだんそうやって行くところがなくなつて集まるのは、今度は厚生省の機関と、それから、この法案の中にあるように、保安処分を受けた者については、これを引き取るのは法務省です。そういう点を考えてみると、これは実は大へんなことで、頭が痛くなるのです。ここでも八万八千という数字が出てくる。これは法案の審議に入りますから後日に譲りますが、婦人補導院に収容し得る者は幾らですか、東京が百名、大阪が九十名、福岡が九十名で、三百人足らずです。他の委託する者がありますけれども……。これは一番どうにもならない者だけ引き取るというのでしよう。けれども、これくらいのことでは間に合うものじゃないのですよ。もつとほかに厚生省あたりで手厚い保護とかあるいは手当てとかいうものが行き届いておれば別ですけれども、そうでない。法があるという建前からいいたしまして、売春防止法五条のこの罰則を適用しなければならぬ。この罰則を適用しただけでは済まぬと思う。私が、私はこれだけでは済まぬと思うのです。そうすると、また世の非難は政府の怠慢を責め、政府の怠慢を責めるだけではない、私たちが国民の代表として憲法に定められた国政最高の機関としてこの法案を審議し対策を審議する法務委員会の権威にもかかわる。だから、これはいすれゆくり伺います。どうぞこの点は十分御検討願いたいと思ふのです。一番これから問題になりますのはひもなんです。業者が

なくなつてしまふとひもがつく。これは、私が淫婦の警察で聞いたときには、大がいに一人に一人はひもがついておる。これはだれか調べてきたのがおるのでありましようが、この資料によりますと、ウ匠がウを操るやうにひもが操つてゐる。それも、操つてゐるウ匠は一對一じゃなくて、一對三、一對四だといふのです。そして、「女たちの首に巻きつけたひもをしっかりと握つて離さず、色と欲との二道かけて生きるやぐざちがゐる」といふのです。私はこれはあまり大げさな記事じゃないと思う。私自身が調べてきたんだから。それで、このひもになるやつは、いわゆる町の暴力団、グレン隊です。これはあとから別の問題になつて参りますが、グレン隊を攻撃して手帳を見る。十二月二十四日、テ百、ネ三百、へ五百」と書いてある。このテとかネとかへとかいうのは女の符牒なんです。ついたひもがテから百円、ネから三百円、へから五百円巻き上げてゐるわけなんです。こうなると、これは警察の仕事です。最も悪質な社会悪です。こういうものの対策も十分に考えていただきませんと、せつかく売春業者をなくしたのは社会史上、風俗史上画期的な一つの出来事であるけれども、変なところでひもをつけれられて、より悪質な業者が出てくる。これでは全く困るのです。こういう点はまたゆつくり他の機会に伺いますが、きょうは時間の関係であとの問題に移ります。

書が出ております。一から二、三とあります。一は保安処分に関する立法措置であります。二以下更生対策。これは内容が非常に具体的で範囲が広いものでありますから、一々伺いませんが、たとえば婦人相談所の未設置とか、あるいは婦人保護施設の手当とか、あるいはおの政府から地方庁に通牒が出ておると思ひます。これは厚生省の所管ですか、売春対策審議会長の総理大臣あて意見書に基いた措置はどの程度実行されておりますか。簡単にけつこうですが、御説明願ひたいと思ひます。

○安田(警)政府委員 婦人相談所の未設置のところがあるので、直ちにその開設を促さうということでございまして、これは大体昨年の暮れまでに全部の県に設置済みでございます。それから、婦人相談員の設置が定数に達しないといふことでございまして。これは、四百六十八の定員に對しまして、現在六十一人の欠員がございまして、これは、主として、県でなくて市に定数を配置しました場合に、その市に對する規定が義務設置になつていないために、そういったやうなところがあるわけでございまして、置かれないところは引き揚げて必要とところに回す措置をせつかく講じているところであります。それから、婦人保護施設の設置、これは非常におくられまして、そのために、この意見具申によりまして、あるいは都道府県の義務設置とするやう法律の改正をしたかどうかといふことが書いてあるののであります。これも、昨年の十月ごろまでいろいろ転廢業が進まなかつたために、現実にそういった収容するやう

な婦女子が出てこなかつたといふことも一つの原因かと思ひますが、いすれにしても非常におくられました。最近、一月になりました、大体全府県がこれを置くことと目標がつけましたので、一応そういった義務設置の法律の改正をする必要がなくなつたやうな状況でございまして。それから、各都道府県、五府県に売春対策本部を置くといふやうなことも、県自体で、従来のやり方ですと、いろいろな工夫があるやうでございまして、必ずしも画一的に参りませんので、現在では四十一府県に売春対策本部を設置いたしまして、売春対策全般についての推進の中心になつておるやうな次第でございまして。全般的に見まして非常におくられましたけれども、昨年の十一月ごろから急速にそういった措置がとられて参りました。あとわずかの期間でございまして、全国的に進むやうに指導いたして参りたいと思ひます。

○三田村委員 時間もなくなりましたから、総括的に、最後にまとめて法務大臣に御所見を伺つておきたいと思ひます。

先ほど冒頭に申しましたやうに、委員長に御了承願つておきますが、具体的な事実問題に對する質疑は後日に留保いたしておきます。

法務大臣に、根本対策について伺ひたいと思ひますのでございまして。先ほど来申し上げておりますやうに、売春といふやうな思ふまい、いやな行為がわれわれの社会からなくなつたらしい、なくしたいといふことについては、何人も異論がないと思ひます。なくしなければなりません。文化的な民主社会の恥すべき社会悪であること

は言うまでもありませんが、果してなくなるだらうか、どうしたらなくなるか、ことができるか、ここに根本の問題があり、根本対策の研究工夫といふものが必要になつてくるんだと私は思ひます。原因はもとよりいろいろあります。原因は、一体何だ。これは、一つは経済的貧困から来るものであります。つまり貧乏です。その貧乏と、長い人間生活の中にいつの間にか根をおろしてしまつた社会的風習、この二つは、売春の業といふものを社会の一部に存在せしめ、売春行為といふものを存在せしめる原因になつておると思ふ。つまり、人間の本能的欲望と享樂を對象に生まれてきた社会構造の一部分であります。従ひまして、売春行為、売春業者のあり方は、その時代の時代的環境あるいは経済的、社会的条件によつて常に變つてきております。いつの時代でも、その時代の人間社会に好ましい存在でないことは言うまでもありませんが、それはそれなりに存在理由はどこかにあつたといふところにわれわれは目を向けなければいけないと思ひます。映画や小説に出て参ります室町時代の白拍子とか、あるいは江戸時代の吉原、島原、明治時代に入つて今までありますあのいわゆる遊廓、こういったものは、それは封建的な権力社会に芽生え、育つてきた一種の社会悪でありましよう。けれども、それはそれなりにその時代のどこかに存在理由があつたと思はれる。今日以後は全くしなればならぬ。人間社会が今日のこ

討していく必要があると思います。いずれここで論議されると思いますが、たとえば常習犯といいますが、防止法の第五条の対象になるような者でも、これを従来の刑法概念で律することは無理だ、間違いだ。一体こういうものがどこから出てくるのだということにわれわれは深く思いをいたして、その社会的、経済的条件というものを掘り下げて、これをなくしていくということが政治でなければいけないのだ、同時に民主国家の行政的任務でなければいけないのだということであります。従って、第一に社会環境を変えていくことなのだ。どうして変えていくか。これは教育もあります。あるいはまたその集団の社会的秩序といいますが、そういうものを確立していくことも必要であらうと思います。すなわち、経済的原因——貧乏なるがゆゑに食うために売春をやるような社会的、経済的欠陥をなくする。岸総理の言う貧乏追放と非常に重要な関係があるのであります。根本はそこまでいかなければならぬと思う。つまり、これは社会保障の大きな一環であります。同時に、単なる社会保障でなく、人間社会の環境、社会的構造というものにわれわれは目を向けて、もつと前進せる一つの新しい構造を持つていかなければいけないのだ。それは、古い封建的文化認識あるいは科学認識ではなくて、今日は宇宙時代とまで言われ、科学と知性というものが人間社会の基本的条件であるならば、その科学と知性によって裏づけられた社会構造というものをみんなで作り上げる、教育者もあるいは文化人もすべての者が協力して作り上げるということが私

はどうしても必要だと思ふのであります。いろいろなこの問題についての見方はあります。しかしながら、知性と愛情を基盤とした新しい社会的規範というものが生まれてくる、言いかえますならば、売春行為そのものが恥ずべき行為だ、隠れてやろうと公然とやろうと、他人に恥かしいというのではなくて自分の心に恥しいのだ、こういう環境を作らなければ、これはなかななるものじゃない。そこまで法律は踏み込んでいけません。せいぜい法律の踏み込んでいけるものは、憲法の条にある公共の福祉に反しない限度において社会的悪を除いていく、立法的処置で除いていくか行政的処置で除いていくか、そのいずれか二つしかないのであります。それだけでなくて、環境を変えていくのだというところに大きな使命がなければいけないと思ひます。これは人員が幾人だから幾らの予算ということではないかと思う。大蔵省の主計官も来ておられるようでありますから、私は切実に申し上げておきたい。そういう簡単なことじゃないのです。これは全体に関連する大きな社会的病根でありまして、ひとり青少年犯罪の問題を取り上げてみても、年々ふえていく青少年の犯罪、ここに社会人が、新聞人がレポートした事実がたゞさんあります。そういうこともがどんどん伸びていく姿をそのまま放任しておいて、ただ法律の処置だけやっても、なかななるものじゃない。それなら、単純売春を刑罰の対象にしないで、売春行為そのものを罰するか。これはもう大へなことだ、こういうことになれば、私はもっと大きな人権問題が起き、社会問題が起きると思うの

です。そして、自然法の建前をとっておる今日、刑罰的に見たって、単純売春そのものを刑罰の対象とすることは、法体系の上から見ても非常に疑義が多いし、現在の訴訟法の関係からいけば不可能であります。いわんや、あそこにも臨検が始まった、ここにも臨検が始まった、若い夫婦が土曜、日曜一日を楽しもうと思つても警察の対象になるのだということになったら、人間生活というものは味もそつてもなくなつてしまふ。そうでなく、一つの社会的環境を作つていかなければならぬのなら、法務大臣に大いに勇氣をふるつていただいて、今年度は間に合わないかもしれないが、少くとも画期的な、むしろ革命的とも言われる売春防止法完全実施を契機として、この好ましくない社会悪を除いていく努力が私は必要であると思ひます。これは私の意見の一端であります。これは根本問題にどのようにメスを入れていくか、根本対策の基礎となるものをここに置いていくかということについて法務大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○唐澤国務大臣 売春防止の基本的の考え方についてのお尋ねでございます。この問題のいかにむずかしいかということについてのだんだんの御意見、なおその他の御意見については、私も大体同感でございます。ただいまお言葉にもありました通り、これは長い期間社会的に大目に見ておつたことを一挙に改めようということでございますから、わが国の社会史、風俗史、文化史等においては全く画期的なことでございます。今日といえども法律の表ではこれを禁止しておりますけれど

も、実際においては大体野放しになつておつたわけでございます。それというのも、ただ法を軽視するといふのではなく、いかにこの問題の法律によつて禁止することの困難であるかという根本問題がそこに現れてきておつたわけであらうと思ふのでございます。そういうふうなわけで、一片の法律でこれを清掃することができないということでも長い間大目に見られておられたわけでございます。しかしながら、この売春行為というものが社会悪であることには変わりはないのでございますから、売春防止法というものが社会の要求としてできてきたことは当りまえでございます。いよいよ四月一日から刑罰規定の実行にも入るわけでございますが、この問題の根本は、だんだんと御意見のありましたように、まず経済の面に相当根強い原因があると見なければなりません。お言葉にもありましたように、端的に言へば貧乏の追放、この問題が政府の施策によりまして解決いたしますならば、この問題もおのずから流れてしまふようにも思ひます。それからまた、もう一つには、健全なる道徳観念の養成、健全なる社会風俗の確立、こういうふうな面からも考えていかなければならぬと思ふのでございまして、これらの点こそほんとうに売春を世の中から追放する根本の施策と考えておるのでございます。その意味から申しますれば、法律や処罰をもつてこれに臨んで、それは、極端な言葉で言えば末のことであるように私は思ふのでございます。しかしながら、あらゆる政策をこれに集中いたしましたこの社会悪を清掃しな

ら、不幸にして法に触れる者ができてくるといふようなときには、刑事政策としては、先ほど申し上げましたような心持をもってこれに臨みまして、そして、この補導院法でこれらの通り、刑罰というよりは保安処分であることを善導し更生保護するという建前をもちましてこの補導院に収容して参りたい。これも人数等は必ずしもこれで十分とは考えておりませんけれども、とにかく初めての試みでございまして、できるならば転業が円滑に参りまして、そして補導院に連れてこなければならぬといふような悪質の違反者がなるべく少いことを希望しておるわけでございします。

まだ申し足りないこともございしますけれども、だんだんお尋ねによつて申し上げたいと思ひます。私のこの問題に対する根本的の考えは以上申し上げた通りでございします。

○町村委員長 吉田君。

○吉田(賢)委員 本日は時間がありませんので、簡単に二、三の点を伺うことにとどめて、残余は一切保留したいと思ひます。

きよう議題になっております婦人補導院設置についての法律案並びにこの売春防止法の一部改正の法律案は、法律案は簡単でありますけれども、きわめて重大な社会的背景と根拠を持っておりますと思ひます。ことに昨年は御承知の通り国会におきまして数名の同僚がその犠牲者になつたといふような不幸な事件まで巻き起つたのでございします。あるいはまた、問題それ自身は、きよの資料によれば、八万八千といふ従業婦人の更生の対策もあり、あるいは業者の転業の問題も

あり、風紀衛生に對する各般の問題もあり、政府のなすべき行政的、立法的あるいは犯罪取締りの問題もあるし、その他綱紀肅正等に關しまして各般の問題を持っておりますので、法律案それ自体は簡単なものでありますけれども、このような広範な背景と根拠をなすこの立法につきましては、各方面から検討をする必要があるのではないかと、こゝういふふうにて考へておるのであります。従つて、たとえば総理にも聞き、あるいは予算を要求された各省庁、最高裁判所等の一切の御出席を願つて承わらなくちやならぬと思ふのであります。先ほど申し上げたように、きよは二、三の点にとどめておきます。

まず第一点は、法務大臣に伺いたいのであります。三田村委員の当初の質疑に予算の問題を觸れておりました。これは非常に重大なことでありまして、予算のワケ自体を伺いたないのであります。予算の決定をめぐりまして、予算査定という問題をめぐりまして社会的に大きな波紋を画いたことは御承知の通りであります。これは、一方におきましては、一体政府は四月から完全実施と申すおるけれども、予算査定の実績から見ればほんとうはやる気はないんだ、そうして昨年来の延期の運動あるいは膨大な転業業融資の獲得運動、国家補償の運動、こゝういふようなものを現実的に合理化するという一つの手段に使用しやないかという憶測まで実は立てられておるの、これがあなたの方の耳に入ってくることは実に遺憾だと思ふのです。そこで、私の聞きたい点は、たとえば法務省の三十二年の予算を見ると、予算

要求が二億七千万円に對して最終査定がたの三億三千万円なんです。二億七千万円予算を要求して、大蔵省の査定が三億三千万円、私は大蔵委員会に入りまして、ときの池田大蔵大臣や主計局長に來てもらつて、一体この査定は何ですか、同じ政府の内部においてこんな大きな見解の違いがあることは、この問題に對する認識、理解の食い違いから来るんじゃないかといふことまで実は伺つた次第であります。そこで、本年の実績に徴してみますと、本年は法務省関係としましては十億六千万円を要求されて一億二千余万円といふことになつております。要求に對して一割二分しか大蔵省は査定をされておらない。こゝういふふうなことになるかと、やはり閣僚の内部におきまして、あるいは政府の内部におきまして、この法律の完全実施といふことを強く妨害するやうな力が働いておるのではないだろうか、そうなら大へんではあります。ほんとうに大へんではあります。そこで、閣僚といひましては法務大臣は、政府の内部におきまして、この問題に對する見解、認識が一致しておるならば、法務省初め各省が二十億円も要求したしまして、ことしのときはわずかに五億一千二百万円といふのでありますから、全く面目まるつたといふか、これは、その施設要求の理由、必要、こゝういふものには對する考え方が根本的に違ふのではないかとさへ考へるのであります。一体そんなに考へ方が違つておつたのか、それとも、要求した各省庁が、施策要求の根拠を誤まつておつたのか、これらの点についてはどうなつておりましたか、一つ御答弁願つておきたい。

○唐澤國務大臣 政府におきまして、売春防止法の施行につきましては、これは四月一日から刑罰規定をあらわせまして完全に実施するといふことについて何ら意見の相違はございせん。政府全体といたしまして、この法律の精神を体して十分にこの法律の趣旨が達せられるようにしなければならぬといふ決意を持っております。半年ばかり前まではあるいは四月一日の刑罰規定の実施が延期されるのではないかとこゝういふようなあだな望みを持つていろいろと風評を立てておつた者もございしますが、その当時私も少しは言明いたしました通り、四月一日からの実施は絶対に延期はいたさんといふ決意を表明いたして参つたのでございします。その通りその決意をもつて進んできておるわけでございします。でありますから、いよいよ四月一日になりましてからの刑罰規定の実施等につきましては、従来から申し上げましたやうな決意をもつてこれに臨むつもりでございします。

ただいま予算の点につきまして二十億前後の要求額が五億前後になつた、四分の一ぐらゐに査定で削減されたではないかといふお話もございしました。これはその開きが過ぎるではないかといふおとがめでございしますけれども、予算の要求と査定はいつも相当額には開きます。ただ、この場合において普通の平均の開きよりも多いんじゃないかといふ御懸念のやうに存じます。が、私どもの方の法務省関係におきましては相当の開きがございします。これは、先ほども申し上げました通り、初め、転業業が果して円滑にいかどうか、転業業が円滑にいかない

と四月一日に入つて違反者がどんと出やしないかといふ心配もございしました。が、その後は、厚生省また警察方面などの尽力によりまして、ますます順調に参つておるのではないかと、予算要求の当時予想したよりは順調に参つておるのではないかと考へられます。それから、私どもの方の關係におきまして、補導院の金が要求額の相当多くの部分を占めておるのでございしますが、これはその当時は新設予定でございしましたが、その後大蔵省とだんだん相談をいたし、探してみましてところが、既存の国有建物が転用できるといふことになりましたために、それらでも削減ができたのでございします。それから、檢察費等におきまして、まずはおよそののくらしいを計上しておいて、そして足りない場合にはまた補充使途的に予備費から出す、これは従来の慣例がそうなつておりますので、その意味の査定も受けております。しかし、端的に私が正直に申し上げますと、何分にもこれは初めての試みでございまして、画期的なことではございまして、転業業が完全に参り、世の中もこの法の実施に協力していただければ違反者が出ないやうにはしないかといふふうにも考へられます。それから、転業業をしても、経済的な理由があるからなかなかそう簡単にいかに、相当の違反者が出るだらうといふ見込みも立つわけでございまして、それでは過去においてこゝういふ場合の参考となる数字があるかといへば、これは初めての試みでございしますから、数字的に証明するやうな基礎資料もないのでございします。はなはだ不謹慎な言ひ方かもしれませぬけれども、やはり

こういう新しいことをする際には見込みという事で参るより仕方がないと思ふのであります。従来の計数で利用できるものはどこまでも利用していかねければなりませんけれども、何分にもこういうことをしたことがないので、どういふふうに見込みを立てるかというところが一つの問題になるのでございませう。そこで、大蔵省とも予算の折衝をいたしまして、私どもの方としては相当の違反者が出やしないかという見込みで相当額を要求したのでありますけれども、大蔵省をして承服せしめるだけの基礎資料というものもございませう。そこで、まずとりあえずこれだけの経費で実施してみる、どうしてもこれではまかない切れないで金の関係から法の施行に支障を来たすというようなことがあれば、その際においては、補導院のごときものも、他にまた今日の国有建物で転用できるものもあろうし、予備費をもって何分かの修復を加えて転用するというようなことを相談いたしまして、とりあえずはこの三カ所を出発してみようということで、この予算はもとより不十分とは考えましたけれども、一応決定いたしました次第でございませう。

○吉田(寛)委員 さる有名な政界の幹部の方の話として伝わるところによると、四月からは荒春法がなくなるから荒春予算というものはほとんど要らないのじゃないかというのを、冗談かしらぬが言ったというのであります。そういう認識の足りないところもあるのじゃないかとさへ思ふのであります。私の申し上げるのは、きょうは多くは触れませんが、たとえば、女子少年院の整備経費が一億三千九百

万円請求されている。これは例になつております。去年もそうです。女子少年院の整備というものは、おそらくはこの新しい婦人補導院の法律に漏れる少年を収容する目的であらうと思ふのです。これは今の建物の問題とは根本的に違ふのであります。でありますから、こういう問題について大蔵省を説得するだけの基礎資料がなかったといふことでは、全く政府の不統一を暴露している以外の何ものでもないのではありません。予算は大蔵省がきめるのも何でもないはずであります。あなたは閣僚の一人として一つの基本方針を持って臨んでおられるのだから、こういう重要なものが消えてしまつてはこの法律が半身不随になると思ひます。婦人補導院法が半身不随になるのではないかとさへ考えます。しかし、これはあとのことにしまして、きょうは少し基礎的な問題を二、三伺うにとめておきたいと思ひます。

一つは、この婦人補導院法なるものは、第一条と第二条が基本的な規定であらうと考えるのです。そこで、この第一条を受けます。荒春防止法の一部改正法律案の第十七条によりまして、

「第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪に係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分にする」といふこと、防正法の五条の罪を犯した者が執行猶予を受けた者が補導処分の対象になつておるやうであります。そういうことになると、こういう点はどういふことになるのでありませうか。私も深い研究はいたしておりませんが、そのおつもりで御答弁も願ひたいと思ふのであり

まするが、大体、執行猶予の制度といふものは、情状等によりまして実刑を科する必要があるという者に自由を与えることによつて刑の目的を達しようといふのが根本の趣旨ではないかと思ふのであります。そういういたしますと、この五条の罪を犯した荒春婦に限つて執行猶予になつた場合にさらに補導院に強制収容せられる。補導院が任意に出入りができる場所なら別でありますけれども、強制収容されるということになりますと、実刑を科されて刑務所に預けられるというのが自由を与えられて執行猶予の恩恵に浴す、これがまたこの罪を犯した者に限つて補導院に強制収容せられて補導の対象になつていく、こういうことは、結局執行猶予によつて与えた自由を束縛する、その恩恵を剝奪することになるのではないだらうか。五条の罪を犯した成人である女子だけがこのように執行猶予の恩恵に浴しないといふこと、これは憲法の基本的人権にも影響すべき問題が内在しておるのではないだらうか、こういうふうにおもうのであります。この点に対する御見解はいかがでしようか。

○竹内政府委員 十七条の補導処分に關しまして「執行を猶予するときは」といふ書き方からして、ただいま御質疑のような御疑念が起ると思ふのでございませうが、これは、實際の意味が、執行猶予にするときに補導処分をさらにつけ加えておるというふうな、そういう内容のものではないと思ふので、実際に処すべきやうな場合に補導処分に付することができるのであります。その場合には、刑事手続に乗せずとも係上、その自由刑につきまして執行を

猶予するという裁判をしなければならぬというふうに書いたのと同じような意味におとりのを願ひたいのでございませう。ただいまの点につきましては、荒春対策審議会でも討議されましたし、本法案のような補導処分は実刑と保護観察による執行猶予とのいわば中間的なものと考えられたものでございまして、荒春婦の更生のために必要な措置であるといふふうにお考へておるのでございませう。執行猶予といふのは、申すまでもなく刑の執行を猶予するといふのでございまして、その間に補導処分に付することを許さないといふ本質的なものではないといふふうにお考へておるのでございませう。

○吉田(寛)委員 一休、補導処分といふのは、刑罰的な意味を持つものであるのですか、あるいは、いわゆる保安処分の一類といふふうにお考へすべきものなのですか、その点はいかがですか。

○竹内政府委員 補導処分は保安処分の一類であるといふふうにお考へておられて、その内容は、処分に付せられる者の主として保護更生を内容とするものである、かように考へておるのであります。

○吉田(寛)委員 保護更生といふ目的は持つておる、それはわかるのです。そうではなしに、補導処分に付せられたならば、一部改正法律案の十七条の第二項によりまして、婦人補導院に収容する、こういうことになつておられますが、この収容といふのはやはり強制収容でございませうし、強制収容であるならば、やはりこれは自由を剝奪するといふことにおいて要りはない。収容の際、補導し、保護し、更生に導くといふやうな各般の行政的措置があ

ることは、これはもちろんでありますけれども、強制収容するといふ点におきましては、やはり一種の刑罰的な意味があるのではないかと思ふのです。が、重ねて一つ御説明願ひたい。

○竹内政府委員 御指摘のように、婦人補導院に収容しますのは強制収容でございませうので、いかにも強制力が加わる関係から刑罰のようにお考へになる向きもあるかと存じますが、一休この保安処分と申しますのは刑罰ではないのでございまして、御案内のこととは存じますが、刑法の改正法案といふのが昭和十五年に発表されております。その中にも保安処分というものが一応考へられておられて、日本の刑法は、もし保安法の通りにできますならば、刑罰と保安処分との二本立によつて臨んでいくという態度を示しておるのでございませう。その刑法改正法案の規定しております保安処分といふのは四種類掲げてございませうが、この補導処分は保安処分だと私も申ししておるわけなんです、それでは、その刑法保安法の保安処分との関係においてはどういふふうにお考へたらいふかといふことを申し上げることによつて、これが刑罰でないといふことに御理解がいただけると思ふので、申し上げたいと思ひます。

飯案では、矯正処分と労作処分——そのほか監護処分などがございませうが、飯案中に申しますとこの二つの性質を帯びたものが今回の補導処分であるといふふうにお考へておるのでございませう。この矯正処分と申しますのは、飯案の規定からいいますと、酒を飲んだ、あるいは麻薬を使ったという習慣がある者に対して、めいていただ

かあるいは麻酔の状態を罪を犯した、
そういう習慣を矯正する必要がある場
合に言い渡されるという規定の
仕方になっております。習慣の矯正と
いう点におきまして補導処分とよく似
ておるわけでございます。また、他
方、労作処分と申しますのは、浮浪者
だとかあるいは労働嫌忌の常習として
罪を犯した、そういう者に対して言い
渡すということになっております
が、この補導院に入れますことは、や
はり規律ある習慣をここで打ち立てよ
うということをやねらっておるもので
ございまして、この労作処分にも一部似
ておるのでございます。いわば、この
補導処分と申しますのは、仮案の方か
ら申しますと、矯正処分あるいは労作
処分といったようなものの考え方を取
り入れてあるものであります。なお、
保安処分の目的となっておりまして
は、本人の保護ということございま
して、この保安処分には本人の保護を
目的とする保安処分と、社会を犯罪か
ら守るというために言い渡す場合と二
つございまして、この補導処分は、本
人の保護を目的とした、いわば少年法
と同じ考え方に立ったものでございま
して、これが、流春対策審議会が保安
処分として何らかの立法を考へる、こ
う御答申になっております趣旨をでき
るだけ取りまして考へたことござ
いまして、これをもって刑罰である
というふうには考へておらないのでご
ざいます。

○吉田(賢)委員 成人に対する保安処
分であつて刑罰ではない、少年法と同
じような保護を目的にするような御趣
旨であるということでありませうけれ
ども、やはり、少年と違つて成人でござ
いますから、おそらくは子供があり、
夫を持つてゐる人が相当数あるだらう
と思ひますので、単なる保護というこ
とよりも、むしろ新しい人生の荒波に
なるべく早い機会に復帰するといふこ
とへの各般の努力が目的にならなく
ちやならぬかと思ひますので、そうい
う観点からいたしますと、やはり全体
としてこれは法務省で扱うといふこと
の方が、何か実質と趣旨、目的にびつ
たりくるように思ふのでありまして、
これはやはり補導院の目的達成のため
にそうあるべきでないかというように
思ふのですが、この点に對する大臣の
お考えは何かでありますか。

○渡部(善)政府委員 私からお答申
し上げます。
ただいま仰せのごとく、婦人補導院
は法務省関係の施設として設けるので
ございまして、これはここに収容せら
れます婦人たちの更生をはかつていく
ためでございます。しかしながら、こ
の婦人たちは、ただいま刑事局長より
御説明申し上げましたごとく、本来な
らば刑罰に処せらるるような婦人たち
なんでございまして、それを、こうい
ふような保護の観点から本人たちの更
生をはかつていくという趣旨にはかな
らないわけでございます。こういうふ
うな婦人は相当流春の習慣等も進んだ
ものと考へざるを得ないのでありま
す。本人たちの任意でこれを更生して
いくといふことのできないような婦人
たちを対象としておるのでございま
す。従ひまして、さような任意に更生
したいといふような意欲のあります者
は、おそらく厚生省関係で保護指導を
していただくことに相なるわけござ
います。さような線に乘らない婦人

たちを婦人補導院に入れて将来の道を
立てさせてやろうといふことなんでご
ざいます。従ひまして、ただいま吉田
委員の仰せのごとく、自由を拘束して
やらざるを得ない場面もあるわけでご
ざいます。従つて、かような自由を拘
束するやうな処分では、やはり厚生省
の所管にあらずして、裁判の執行とし
てやる役所として法務省所管とすべき
ものではないかと思ふのでございま
す。
そこで、ただいま刑罰と補導処分と
の関係について御質問がありましたの
で、私ちよつとその点について一言触
れさせていたゞきたいと思ふのでござ
います。この身柄を拘束するといふこ
とは、なるほど、仰せのごとく刑罰に
類似したものでございまして、一番
類似したものは、少年法に基く少年院
送致の手續が最も酷似した手續だと私
は思つております。これは、しかし、
御承知のごとく、刑罰にあらずして保
安処分として現在執行いたしておるの
でございまして、その点、最も明らか
にわかるものは、少年たちは無犯罪者に対
しましては、この処分ができるというこ
とであります。刑罰でありますなら
ば、法に触れた者でなければ私ではで
きないことだと思ふのでございまして、
この少年院送致は、法に触れざる者に
対しましては行ふことができないわけ
でございまして、決してそれは刑罰のもの
ではないといふことを私は言うて差し
つかえないと思ふのであります。さ
ような趣旨から、身柄を拘束するもの
はすべて刑罰類似と言ふことは私はで
きないと思ふわけでございます。目的
が那邊にあるかといふことにあるので
はなからうかと私考へるのでございま
す。

○吉田(賢)委員 この二章五条違反者
を婦人補導院に入れる、そして生活の
指導なりあるいは職業指導を行ふ、こ
ういふ趣旨のようでありませうが、ど
うも目的がはつきりしないように思われ
るものであります。といひますのが、こ
れによりまして、成年以上の者であ
る、それから、罰金以下の者はこの中
に入つておられせん。懲役、禁錮等に
ついで執行猶予という者であります
から、そうしますと、心身の状態を改
善しまして、家庭とか社会に復帰する
といふためには、むしろ罰金以下の者
の方が可能性が多いのではなからう
か、またその必要性も大なるものでは
ないであらうか、そしてまたその数も
多いのではないであらうか。これに反し
て、この十七条によつて処分を受けま
す者は、しばしばこれを犯して常習者
となつて、そして年令もたけて、言ひ
かえるといふことにもなるのではな
い。目的が常に家庭、社会にほんとう
に復帰を望むために補導するといふこ
とであれば、罰金以下の人をどうして
漏らしてしまふのであるか、この点大
きな矛盾ではないか。要するに、これ
は根本的に補導院施設の目的が明瞭で
ないといふことに原因するのではない
かと考へるのですが、これらの点は
いかがでせうか。

○竹内(政)政府委員 御指摘のように、補
導処分を受ける者よりも、あるいは罰
金等の軽い処分を受ける者の中に要更
生保護と申しますか、そういう処置
を、あたたい手を伸べてやらなけれ
ばならぬ種類の人が多いのではないか
といふ点でございますが、これはまさ
しくその通りでございます。その方
面につきましても、あるいは検察庁に
おいて起訴猶予の制度を活用いたしま
す際に、今回の流春予算でも認められ
ておりますが、更生保護のための婦人
相談所というやうなもので、保護婦
官を中心としたさういふたやうな更生
保護の手段をしながら起訴猶予にする
といふやうな処置を一面において謀
じておるのでございまして、それはそれ
をいたしまして、この保安処分は、実
刑に処せなければならぬ、もしこの
保安処分がございませぬければ当然刑
務所に入れなければならぬ、こうい
う種類の婦人たちに對して、刑務所に
入れるといふことでは目的を果たしに
くいのではないかと、もつと言葉を交
えて申しますならば、流春婦人たちは悪
いことをするといふ違法な考へ方はあ
りませうけれども、責任性と申しま
すか、さういふ面から申しますと、ある
意味で責任を追及し得ないやうな社会
構造のもとにおいてどういふ事犯は発
生するのだといふやうな考へ方をいた
しますと、まさしく法律的な意味から
申せば責任限定者と申しますか、さう
いふやうなたぐひの人たちでございま
すし、それからまた、勧誘という罪は
いわば軽い罪でございまして、警察犯の
やうな罪でございまして、さういふ人た

ちを、前科も重なつてくればどうして
も実刑にやらなければならぬ、こうい
うような事態になるわけでございます
が、そういう場合に、そういう人た
ちを実刑にやるか、補導院に入れて補
導処分で更生の道を開いて、こう、こ
ういうのがこの改正法の主要な点で
ございまして、前におっしゃった、罰金
等で軽く扱うべき人たを放任してお
いてやるのはどうか、と云うような者
に法律はなるほど実刑にやるような者
についてのみ規定をしておりますが、そ
の前提として、軽い者についても
手を伸べるというところは当然だとい
う前提に立つての処置でございます。

○吉田(賢)委員 どうもはつきりいた
しません。それはなるほど罰金以下の
者は婦人相談所その他で何とか救済の
道を講じていくというこの前提も、お
持ちになつていくこともありませんが、
要は、画期的なこれは制度であるし、
八万数千を一応対象としていろいろな
施設を行わなければならぬときである
のでありますから、やはりこれは成年
者及び懲役以上の者を対象にするとい
うことはあまりに狭きに失して、これ
らの罰金以下の者を現在の施設で救つ
ていくということはあまりにも無謀で
はないだろうか。これはやはり、この
法律は法律として、ないよりもましで
すから、私も最終局において通した
いのですけれども、こういう矛盾とか
欠陥は一応は今後の問題として一々取
り上げていかなければならぬと思われ
るのであります。だから、これらの
点につきましても再検討せられて、そ
うしてさらに補充するという機会をお
持ちになることが必要ではないか。必
ずしも補導院とは限りません。この点

について一つ大臣に御用意を伺つてお
きたい。

○唐澤国務大臣 罰金以下の者の方が
保護更生もしやすいし、導く対象とし
て最も適当であるのではないかと、こ
うお考えはその通りと思ふ。しか
し、これをまた補導院へ入れるとい
うことになりまして、これは一つの問題
になりはしないか。一番初めに吉田委
員からお話のありました通りに、一度
執行猶予にした者をさらにこの補導処
分で自由を制限するということは何か
人権にやうりみないではないかとい
うお心持だと思ひますが、それと同じ
ような心持で、罰金刑の方が軽いわけ
ですから、懲役というように自由を拘
束しない、その程度に至らない、罰金
だけを科したという者に補導処分とな
りますと、刑罰ではございませぬけれ
ども、やはり自由を拘束するというこ
とで、ある意味においては重くするよ
うなふうにも思われるものでござい
まぬか、この方法でこれ考えなければなら
ぬというところ、こういう考え方が出
発点でございます。しかしながら、こ
ういう常習に染まりかかっている
というふうな人はどうしても救わな
ければならぬのですし、それを救うこ
とがまた本人のためでもありますか
ら、私もこの保安処分については専門
の知識はございませぬけれども、この
保安処分というものを生かして、そ
うして徹底的に保安処分の制度を日本
に移入すれば、やはり吉田委員のお考
えになつたような方法が一つ成り立つ
のではないか。私のしろうとして知つて
おるところだけでも、たとえば麻薬の
常習者、これは別に犯罪ではないけれ
ども、本人のために不幸であるし、ま

た社会もそのために迷惑をする。犯罪
ではないけれども、そういうような人
を保安処分で一定期間自由を拘束す
る。自由拘束の点においては人権にや
うりみのごとく見えるけれども、結局
においてその本人の更生のためだか
ら、保安処分を広く立てて、そしてこ
れを保護するという意味で自由を拘束
する。これは自由を拘束して矯正しな
ければ直らないのですから。あるいは
また泥酔者、酔っぱらいなんかを保護
する。これは犯罪ではないけれども、
やはり本人がどういふ間違ひを起すか
もしれぬ、また周囲も迷惑するとい
うようなことで、罪ではないけれども自
由を拘束する。こういうふうな活
るな観点から保安処分というものを活
用しなければならぬという意見がある
のでございまして。そういう意味から
申しますれば、罰金以下の刑の者もお
指図のように保安処分的のことでこれ
を保護矯正する、これは一つのりつぱ
な意見になると思ひますが、今日ま
でわが国の刑事政策としては保安処分
を思い切つて取り入れるというところ
までは行つておりませぬ。改正刑法仮
案などでも、研究は積んで一応の案は
できておりますが、今学者、専門家の
間でそれを非常に熱心に論議しても
らつておる段階でございまして。これは
将来の重要な研究課題となると思ひま
す。

○吉田(賢)委員 私の一応の御質疑を
お取り上げになつたので、これはまた
逆にお返しをおかなければならぬので
すが、法務省の刑事局長の御答弁は、
保安処分は刑罰にあらず、そして保護
を目的とする、こういう趣旨でありま
すから、その趣旨、精神を一貫して参

りますならば、やはり罰金刑につきま
しても適切な補導処分はあり得ると
いうふうな御案もでき得るのでありま
す。そういう趣旨におきまして、ずつ
と広げる必要が確かにあると思うので
御質疑したわけですが、それから、こ
の補導院の内部の指導の問題は相当問題
がたふさんありますが、これは後日に
譲ります。

それから、もう一つ伺つておきたい
のは、一体この種の犯罪、この五条違
反という犯罪、これは法務省も、大
臣、局長も一致せられておることく
に、やはり普通の刑事事件とは違いま
して、社会的な原因もあり、あるいは
心身の故障等もあり、貧困等もあり、
そして非常に軽い犯罪である。こうい
うような場合に、これを裁判するの
に、普通の刑事裁判所がこれを扱うの
は一体どういふわけか。刑事局長は保
護の問題について少年法を引用してお
られました。少年法、児童福祉法等の
いろいろ近代的な考え方になり施設な
りがこの種の法律に多分に取り入れら
れていることは当然のことでございます
が、それならば、やはりこの場合に
おきましても、現に家庭裁判所という
ものがあるものであります。家庭裁判所
が、家庭のいざこざその他少年保護事
件等々を取り扱ひまして、冤罪事件と
は若干違つた雰囲気をかますことは、
これは事実でございませう。けれど
も、家庭裁判所の方が、司法裁判所、
普通の刑事裁判所に比較いたしまし
て、保護とか、指導とか、あるいは本
人のみずからの原因ではなくして社会
的貧困等の原因から犯した微罪、こ
ういふものを扱うのは、やはり家庭裁
判所を作つた目的にむしろあつたり合

うのではないだろうか。どうしてこれ
を家庭裁判所の所管と明らかにしな
かつたのか、この点が実に私には不
思議にたえぬのでありますが、これは基
本的な問題でございまして、一つ大
臣御説明願ひたいと思ひます。

○竹内政府委員 私から御説明をさせ
ていただきます。この点につきましては、冤罪問題対
策協議会でも、また冤罪対策協議会等
におきましても、いろいろと御議論の
あつたところでございまして、対策協
議会におきましては、家庭裁判所で扱
うべきではないかという案さえも用意
されたものでございまして。私も、や
はり保安処分でございますので、しか
もその保安処分の内容が少年の保護措
置と実質的に同じでございますので、
家庭裁判所の方でこの事件を取り扱つ
てもらうようにした方がよいのではな
いかということ、事務的に折衝いた
しましたところが、裁判所側の見解と
しましては、現在の家庭裁判所の機
構、人員等から申しまして、補導処分
の決定機関になることになつた場合
に、とてもやり切れない、事実上不可
能だといふような御意見がありまし
た。しかしながら、これが事実上不可
能といふのはしばらく問題にならない
といひまして、もう一つ重要なこと
は、そのような決定機関となる場合
に、家庭裁判所としては、現在軌道に
乗つておりますところの少年保護処分
の機能をこのために阻害する危険があ
るという意見がございまして。御承知
のように、家庭裁判所の事件は少年事
件でございまして、その取扱ひ方の考
え方が縦割りじゃなくて横割りで、つ
まり二十才といふところを境にいたし

まして、二十才以上の者と二十才以下の者につきましては、取扱ひその他すべてがはつきりと分けられたことになつております。それで、その下の方の部分を一生懸命やっておる家庭裁判所としては、今その処分が似ておるからといって二十才以上の者を導入して参りますことは、運用上非常に支障を生ずるし、また阻害する危険もあるというので、こればかりはお断り申し上げたいというのが裁判所側の意見でございます。その意見を私どもの方でしさいに検討いたしましたところ、それもまたことに無理からぬというふうに考えまして、家庭裁判所にこの判断を求めるという対策協議会等の御意見に従つて立案することをやめた次第でございます。まして、ただいまの案のように作つたわけでございます。

○吉田(賢)委員 この種の問題は、現在の家庭裁判所の裁判官その他担当者意見にかかりませす、国の裁判権の行使の建前から、あるいはまたこの種の特権あるあらゆる要素を持った事件を扱う裁判所として家庭裁判所が適当であらうというところは多く議論がないだらうと思つておるわけであります。試みに、刑事裁判所におきまして、執行猶予を言い渡しをする、そして補導処分の決定をするといつたとしても、やはりこの種の婦人はおそろく何回も何回も繰り返す常習者でございますから、常習者は、私ども医学的な判断はできませんけれども、やはり心身ともに通常でないというふうな観察すらできるものでありますので、そういうような場合には家庭裁判所でそういった入念な一つの場所、雰囲気、方法を講じて扱つていくということが裁判に對する

信頼を増すのじやないだらうか。そのことは、保安処分というものが開放的でなく暗い印象を与える刑罰的印象、監獄的な印象を与えるというふうなところ、一方、厚生省所管の各般の保護更生の施設が今のように全国的に低調をきわめておるときに、これへ進んで飛び込んでいって人生の救いを求めようというふうな感激も何もわいてこない。従つて、私どもがあれこれ歩いて聞くとところによりまして、門前雀籠と言つたら悪いですけども、店を開けても客は来ない、こういうようなことを聞くようになってきますと、この法律の実施によつて、これらの従業婦人の行方というものは、ただオオカミのやうな暴力と利益によつて食いものにしていける者の手に落ちていく以外に何もないのじやないか。こういうことは

実に見るに忍びないといふほどに私どもは考えるのであります。そういうときには、せめて裁判をする裁判所は、自己の現在の都合のやうなことにとらわれることなくして、大所高所からこの重大な問題に取り組んでいただきたい、家庭裁判所こそあなたの方を裁判する一番適当な場所であるといふふうにして受けてもらふべきだと私は思う。これを受けておこなうべきでないやうなことは、まさに憲法の三十二条ですか、裁判を受ける権利を奪われることになります。少し極論かも知れませんが、私も、私はそうあるべきでないと思ふのです。これは、常識で考えましても、この点についてはわれわれも相当議論もし合つたことがあるのですが、家庭裁判所で扱うことは当然です。今いろいろと刑事局長はお述べになつておりましたけれども、これは少し弁解がま

しいと私ども思われるのであります。でありますので、これもやはり重大な案件として再考されるべき課題と私は思ひます。

これと同時に何つておかなければならぬことは、この婦人補導院に入れて補導なさる問題は、おそろくは生活指導だと思ふ。生活指導といふものは何をさすのか知りませなければ、それは家庭生活の慣習、あるいは個人としての何か社会へ復帰するためのいろいろな教養、そういうこともあらうし、職業の補導、これも何をなさるか知りませなければ、いづれにしても、このやうな二種の弱者と言ひますか、社会のもてあそびの対象になつておるやうな、性欲過剰で心身どうにもならぬといふやうな人でありますので、普通の裁判官だけの手ではどうにもならぬし、また檢察官だけの手でもどうにもならぬと思ふ。やはりこれは少年の場合と同様に調査官の制度を必ず付置して、弁護人といへどもつき添ひ人制度を必ず付置して、そして本人の心身、社会的、経済的、あらゆる条件に適切な指導と援助と協力とをしなから、最も適切な適切な処分としていろいろな材料を提供していく、こういうことが私は絶対に必要だと思ふのです。一体どうして調査官の制度を置かなかつたのだらうか。調査官もなしに普通の刑事裁判所で扱われていくといふのは、裁判官も神ならぬ身の実はお困りだらうと思ふのです。こういう点につきましては、実は私は、この法律はまた新しい一種のさる法になるというそしりが免れないと思ふのですが、これはい

問題の一つであります。もしもこれが家庭裁判所でさばきをするといふことになりますと、これは御承知のやうに家庭裁判所には調査官がございまして、その調査官制度を活用するといふことも考えられるわけでございますが、これを一般の裁判所でやることになりますと、一般裁判所には調査官制度といふものは現在ございせん。しかのみならず、調査官制度はアメリカでは発達しておりますが、日本の訴訟構造におきましては、刑の量定その他に關するものを、これを証人に供することなくして裁判官だけでできるということは、ちよつとまだ日本の訴訟構造においてはそこまで割り切れていないのが現状でございます。それやこれやを考へまして、調査官の制度も少し様子を見ようといふことに実はなつたのでございまして、この案そのものが決してさる法だとは私は思ひませんが、もちろん刑にかえてといふやうなお考えもありましようし、あるいは今の調査官の問題もございまいしょうし、その他いろいろと補正すべき問題が内在しておると思ひます。これは決して私どももこれをきめたから動かさぬといふのはございませぬし、他面において今の刑法の改正事業等も進んで参りますならば、それらの考え方も入れまして、他日を期して完璧なものにしたい、これは初めからそういう考へを持っております。しかしながら、現在司法裁判手続に乗せて、しかも保安処分を取り入れてといふ、この二つの要望に沿ふ案といつたしましては、まづこれをもつて最良の案ではなからうかといふふうに思つておるのでござい

○吉田(賢)委員 これはいづれ附帯決議を付しますか修正をするか、何か与野党ともに御相談をすべきことであると思ひますが、やはり、この法律ができたから、補導員三百名といふのじやなしに五百名になる、建物足らぬ、人間も足らぬといふやうに、まことに不幸なことですが、対象があることですから薬昌しなければならぬと思ふのです。しかしながら、このやうな冷たい印象を与える、そういうところで、ただ罪となるべき証拠があるからびしやつと裁判をする、そういうところへ巻き込まれていくといふことになつたら、あらゆる手段を講じてこれを免れることにならぬおそれがあるやうなので、これはやはり法の実効をおさめないで死法になる危険があると私は思ひます。いづれ、その他のこともありますので、質疑は後日しておきたいと思ひます。

最後に、この機会に大臣について伺つておきたいのであります。例の政界、官界等の汚職防止の方法としてのあつせん贈収賄罪処罰の法律案ですね。これはいつぞやの当委員会において私もお尋ねしたのでございまして、かねて私どもは非常な注目をしてこの成り行きいかんと見ておるのであります。すでにこの数日しますれば二月も終つて三月に入るのであります。三月に入りましてからこのあつせん贈収賄罪処罰の法律案が出る、しかも三月もすつと後になるといふことであれば、もう本国会では私ども成立の見込みなしと認めるのであります。いわんや、また反面におきまして、そんな法律は作つてはいかぬといふ意見が相当あるのであります。これは利害關係か

らくる個人的意見にすぎないのであります。こういうようなことは妨害も抵抗もあると思いますので、お出しになるならば、やはりこれこそ不完全であらうと法務大臣としての唐澤さんの一つの重大な御使命だろうと私は思います。これを立法するかいなやということは日本の政界の将来にきわめて重大な影響を与えるべき法律であらうと思いますので、これは何とか結末を早くおつけになって、法制審議会で御審議になっておるかどうか存じませんが、どうぞすみやかにお出し願いたいと思うのであります。これはどういう手順にただいま進んでおりましようか、一つ御答弁願っておきたいと思ひます。

○唐澤国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、私といたしましても、なるべく早い機会に当国会に成案を得て提出したいと考えておりまして、従来からこの立案を急いでおつたのでございまして、ようやく今月の初めに事務当局としての一応の成案を得たものですから、たしか四日かと記憶いたしておりますが、法制審議会に法務大臣としてその諮問に付議したわけでございます。目下研究をしていただいております。何分にも、条文の分量は少々ございまして、このあつせん取捨罪とあわせて暴力取締り、この二点からの刑法改正、また暴力関係における刑事訴訟法の改正、これらを諮問いたしましたのでございますが、刑法法典の改正になるものでございますから、学識にも非常に慎重に審議してもらっております。しかし、ただいまのお示しのような関係もございまして、従来の法

制審議会の審議とはまた別に、特に急いでもらひまして、しばしば小委員を作つて刑事部会で審議を重ねてもらつております。いずれ法制審議会として遠からず答申ができることと思ひますから、なるべくお心持に沿うように、私といたしましても急いでそれぞれの手続をとりまして提案をいたしたいと考えております。

○吉田(聖)委員 今月中にでもできませんでしょうか。やはり、来月ということになりましたら、おそらく実質上両院の通過が困難ではないかと、ほんとうに案じておるのですが、まあなるべく早い機会にとおっしゃいまして、そう長くはかからないでもしかるべき結論が得られると思ひますが、月内にでもあなたの方としてお出しになるように進めませんか。

○唐澤国務大臣 なるべく御希望に沿うように、私といたしましては勉強いたすつもりでございますが、何分にも重要な法案であり、私一個の考えだけでは、また政府部内としてもきめかねるものですから、私といたしましては、でき得る限り御趣旨に沿うように急ぎたいと思つております。

○町村委員長 本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後二時二十二分散会